

平成 30 年 5 月 1 日
広島県報定期第 34 号

漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成 30 年広島県告示第 430 号の別冊 3 冊のうち 2

江田島市, 呉市, 東広島市,
豊田郡大崎上島町, 竹原市 海面

免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日

存続期間 免許の日から
平成 35 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成 30 年 5 月 1 日から
平成 30 年 7 月 15 日まで

1 公示番号 区第138号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉, 高祖地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 沖美町高祖三高中学校沖防波堤曲り角から防波堤沿い東へ40メートルの所

〃 2 〃 〃 〃 560メートルの所

ア 1から広島市南区弁天島東端を見通す線上240メートルの所

イ 〃 〃 〃 990メートルの所

ウ 2から南区似島地獄鼻を見通す線上1,050メートルの所

エ 〃 〃 〃 200メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第139号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スアを結んだ13直線によって囲まれた区域。ただし, サセ, セソ, ソタ, タサを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

基点 1 沖美町三高港東側防波堤突端

〃 2 〃 〃 〃 〃 三吉滝口造船所埋立地南東角から護岸沿い東へ68メートルの所

〃 3 〃 〃 〃 〃 江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所

〃 4 江田島市能美町と沖美町三吉との海岸線における境界

ア 1から13度380メートルの所

イ 〃 〃 〃 〃 1,620メートルの所

ウ	2 から 9 度 1,850 メートルの所
エ	〃 1,650 メートルの所
オ	4 から 352 度 1,900 メートルの所
カ	〃 広島市南区似島の高を見通す線上 670 メートルの所
キ	〃 23 度 310 メートルの所
ク	3 から 17 度 230 メートルの所
ケ	〃 17 度 190 メートルの所
コ	2 から 17 度 250 メートルの所
サ	〃 17 度 440 メートルの所
シ	〃 5 度 450 メートルの所
ス	〃 358 度 300 メートルの所
セ	〃 17 度 590 メートルの所
ソ	3 から 355 度 530 メートルの所
タ	〃 346 度 450 メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉，高祖

1 公示番号 区第140号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町三吉地先	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点 1	沖美町三吉野村水産埋立地北東角	
〃 2	〃 小島港西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ5メートルの所	
ア	1から広島市南区似島地獄鼻を見通す(6度30分)線と距岸10メートルの線との交点	
イ	〃 線上50メートルの所	
ウ	2から沖美町安渡島の燈台を見通す線上50メートルの所	
エ	〃 線と距岸10メートルの線との交点	

3 地元地区 江田島市沖美町三吉，高祖

1 公示番号 区第141号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸7メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし、沖美町かき殻堆積場の区域を除く。

基点 1 沖美町三吉滝口造船所埋立地南東角から護岸沿い東へ10メートルの所

〃 2 〃 江田島市かき殻堆積場デッキ西側付け根から護岸沿い西へ253メートルの所

〃 3 〃
〃 21メートルの所

ア 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(3度)線と距岸7メートルの線との交点

イ 〃 線上60メートルの所

ウ 2から地獄鼻の高を見通す(358度)線上60メートルの所

エ 3から護岸に直角の線上60メートルの所

オ 〃 線と距岸7メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町三吉、高祖

1 公示番号 区第142号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町三吉地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 沖美町三吉野村水産埋立地北東角から護岸沿い西へ10メートルの所

〃 2 〃 小島港東側防波堤西端

ア 1から広島市南区似島地獄鼻の高を見通す(10度)線上150メ

	一トルの所	
イ	〃	250メ
	一トルの所	
ウ	2から地獄鼻の高を見通す(5度)線上180メートルの所	
エ	〃	80メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町三吉, 高祖

1 公示番号 区第143号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町絵の島地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	絵の島北西の鼻	
〃 2	〃 北東の鼻	
ア	1から30度240メートルの所	
イ	〃 750メートルの所	
ウ	2から広島市南区弁天島南端を見通す(58度)線上640メートルの所	
エ	〃 (73度)線上130メートルの所	

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第144号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町絵の島地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	絵の島東の鼻	
ア	1から45度30分200メートルの所	
イ	〃 53度685メートルの所	

ウ // 68度 740メートルの所

エ // 90度 230メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第145号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大奈佐美島北側地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キアを結んだ7直線
によって囲まれた区域

基 点 1 大奈佐美島エンマ鼻北西端

// 2 // タナゴ石の鼻

// 3 2から東へ1番目の鼻(上源兵衛の浜と下源兵衛の浜との間の鼻)

// 4 大奈佐美島源兵衛鼻の高の下のデコ岩(源兵衛鼻のくぼみの岩)

ア 1から廿日市市宮島町権現鼻を見通す(328度)線上100メートルの所

イ // 270メートルの所

ウ 2から9度30分500メートルの所

エ 3から広島市佐伯区津久根島の高を見通す(12度)線上760メートルの所

オ 4から広島市南区弁天島西端を見通す(29度)線上780メートルの所

カ // 50メートルの所

キ 2から9度30分50メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第146号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町亀内地先

漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域
基 点 1	沖美町美能銭亀の鼻
〃 2	〃 高祖西港西側物揚場西側護岸付け根から西へ370メートルの所
〃 3	〃 高祖西港西側物揚場北側の防波堤付け根から東へ22メートルの所
ア	1から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上270メートルの所
イ	〃 720メートルの所
ウ	2から〃 840メートルの所
エ	〃 980メートルの所
オ	から広島市南区弁天島東端を見通す(4度)線上1,100メートルの所
カ	〃 250メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第147号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市沖美町大黒神島地先
漁場の区域	次の1ア, アイ, イウ, ウエを結んだ直線とエオを距岸50メートルで結んだ線とオ1を結んだ直線とによって囲まれた区域
基 点 1	大黒神島押島鼻(北端)
〃 2	〃 黒山鼻
〃 3	〃 牛石鼻
ア	1から沖美町入鹿鼻を見通す(0度)線上2,550メートルの所
イ	〃 21度30分の線上2,750メートルの所
ウ	〃 沖美町正光港西側石積スベリ西側付け根を見通す(46度)線と2から沖美町見付石を見通す(345度)延長線との交点
エ	3から見付石を見通す(345度)線上50メートルの所
オ	2から東へ距岸50メートルの線とエから1を見通す線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町, 能美町鹿川

1 公示番号 区第148号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町美能漁港地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基点 1 沖美町美能旧能美水産作業場埋立地西側県道護岸パラペット東端から護岸沿い西へ68メートルの所(小川河口左岸角)

〃 2 〃 美能漁港内港東側埋立地防波堤北側付け根から護岸沿い東へ45メートルの所

〃 3 〃 西側埋立地北側防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ110メートルの所(防波堤北側曲がり角)

ア 1から広島市津久根島西端を見通す線上580メートルの所

イ 〃 265メートルの所

ウ 2から津久根島西端を見通す線上265メートルの所

エ 〃 115メートルの所

オ 3から津久根島西端を見通す線上90メートルの所

カ 〃 555メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能, 能美町鹿川

1 公示番号 区第149号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町美能大泊地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基点 1 沖美町美能銭亀の鼻の南側護岸北端

〃 2 〃 旧能美水産作業場埋立地西側の県道護岸のパラペット東端

〃 3 〃 大泊の鼻の東側護岸の階段東側付け根から護岸沿い東へ9メートルの所

ア 1から沖美町美能漁港内港東側防波北側付け根から北西へ48メ

- メートルの所を見通す線上 30 メートルの所
- イ //
- // と距岸 5 メートルの線との交点
- ウ 3 から沖美町大奈佐美島東端を見通す (344 度) 線と距岸 5 メートルの線との交点
- エ // 上 40 メートルの所
- オ 2 から大奈佐美島東端を見通す (342 度) 線上 50 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第 1 5 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町高祖地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 50 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 沖美町高祖亀田鼻

// 2 // 高祖西港西の宝原川河口右岸角から護岸沿い東へ 65 メートルの所

ア 1 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

イ // 50 メートルの線との交点

ウ 2 から沖美町安渡島の高を見通す (20 度) 線と距岸 50 メートルの線との交点

エ // 10 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第 1 5 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島白瀬船着場地先
漁場の区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大黒神島白瀬湾西側の鼻
" 2 " 白瀬船着場（スベリ）西側付け根から護岸沿い北西へ25メートルの所

ア 1から大黒神島白瀬川河口左岸角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ " 2から沖美町岡大王沖漁協建物西端を見通す（20度）線との交点
ウ 2から沖漁協建物西端を見通す（20度）線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第152号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町岸根の鼻地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線とによって囲まれた区域

基 点 1 沖美町旧がね海水浴場船着場北側のスベリ南側付け根
" 2 沖美町岸根の鼻東端

ア 1から沖美町美能銭亀の鼻を見通す（100度）線上120メートルの所
イ " 50メートルの所
ウ 2から銭亀の鼻を見通す（110度）線上30メートルの所
エ " 100メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町美能

1 公示番号 区第153号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
----------	-----	-----

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島地先(白瀬川)

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 白瀬川河口左岸角から護岸沿い西へ83メートルの所(水路右岸角)

〃 2 〃 200メートルの所(パラペット切欠西角)

ア 2から沖美町小黒神島東端を見通す線上350メートルの所

イ 1から沖美町入鹿鼻を見通す(347度)線上320メートルの所

ウ 〃 180メートルの所

エ 2から小黒神島東端を見通す線上195メートルの所

3 地元地区 江田島市沖美町岡大王, 畑, 是長

1 公示番号 区第154号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町津久茂裏長浜地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町たこ岩の鼻(西側のカーブミラーの所)

〃 2 〃 津久茂権現鼻北端

ア 1から江田島市沖美町大奈佐美島南端を見通す線上570メートルの所

イ 〃 261度250メートルの所

ウ 2から281度540メートルの所

エ 〃 870メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第155号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町津久茂裏長浜地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	江田島町たこ岩の鼻 (西側のカーブミラーの所)
〃	2	〃 から道路沿い東へ170メートルの所 (スベリ付け根北西端から東へ10メートルの所)
〃	3	〃 津久茂権現鼻北端
ア		1から250度190メートルの所
イ		2から180度110メートルの所
ウ		3から281度130メートルの所
エ		〃 470メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町, 大柿町飛渡瀬, 江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第156号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	大柿町と江田島市江田島町との海岸線における境界(江田島湾奥)(大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所)
ア		1から351度1,010メートルの所
イ		〃 4度30分1,010メートルの所
ウ		〃 470メートルの所
エ		〃 351度470メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第157号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町高田, 中町地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域

基 点 1 能美町高田港南防波堤突端から1番目の曲がり角

〃 2 〃 高田と中町との海岸線における境界(中田ポンプ所東側道路中央線の延長と護岸との交点)から護岸沿い北西へ40メートルの所

〃 3 〃 中町水の元橋左岸北角から護岸沿い北西へ78メートルの所(排水口西端から護岸沿い西へ4メートルの所)

〃 4 〃 長瀬釣り桟橋突堤突端の北角

〃 5 〃 長瀬海水浴場護岸東端スベリ西側付け根

〃 6 〃 長瀬松ヶ鼻西の埋立地護岸北西角

〃 7 江田市江田島町津久茂小島新開南西物揚場東のスベリ東側付け根から護岸沿い東へ95メートルの所

ア 1から江田島町自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(1から270メートルの所)

イ 2から能美町松ヶ鼻を見通す(68度)線と3から江田島町津久茂南西端を見通す(338度)線との交点(2から580メートルの所)

ウ 〃 線上1,020メートルの所

エ 4から江田島町津久茂水場西の護岸南端を見通す(331度30分)線上350メートルの所

オ 〃 〃 690メートルの所

カ 5から江田島町津久茂の高(263メートル)を見通す(336度30分)線上900メートルの所

キ 〃 〃 780メートルの所

ク 6から7を見通す(347度)線上720メートルの所

ケ 〃 〃 と自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から1番目の曲がり角を見通す(71度30分)線との交点

3 地元地区 江田市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第158号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田松ヶ窪地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	能美町高田湯田かき作業場埋立地北西角(道路との交点)から護岸沿い北西へ100メートルの所
〃 2	〃 新宮レンガ工場跡敷地北角(防波堤北側付け根)
ア	1から江田島市江田島町津久茂山の高(263メートル)を見通す(59度)線上130メートルの所
イ	〃
	〃 260メートルの所
ウ	2から江田島町古鷹山の高(377メートル)を見通す(63度30分)線上210メートルの所
エ	〃
	〃 75メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第159号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田遠崎の鼻地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	遠崎の鼻(能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との交点から護岸沿い北へ35メートルの所)
〃 2	能美町高田平井興産(株)敷地南端から1番目の防潮扉南端
ア	1から江田島市江田島町権現鼻北西端を見通す線上70メートルの所
イ	〃 140メートルの所
ウ	2から59度170メートルの所
エ	〃 59度100メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田

1 公示番号 区第160号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町飛渡瀬大正新開防波堤北側付け根から防波堤沿い東へ60メートルの所

〃 2 〃 梅迫川河口右岸角から護岸沿い東へ10メートルの所

〃 3 江田島市江田島町と大柿町との海岸線における境界(江田島湾奥)
(大新開樋門中央から護岸沿い東へ36メートルの所)

ア 2から1を見通す線上10メートルの所

イ 〃 95メートルの所

ウ 3から350度140メートルの所

エ 〃 20メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第161号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬高須新開地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸60メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 高須新開北角(新高須川河口右岸角)

〃 2 大柿町飛渡瀬大正新開北角(高須川河口右岸角)

ア 1から江田島市江田島町鷺部沖田新開(旧江田島ボウル敷地)南西角を見通す線と距岸5メートルの線との交点

イ 〃

〃 60メートルの線との交点

ウ 2から50度の線と距岸60メートルの線との交点

エ // 5メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第162号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町飛渡瀬大盤新開地先
漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オカ，カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1	大盤新開北東角（内角）から護岸沿い南へ20メートルの所
// 2	1から護岸沿い南東へ50メートルの所
// 3	大盤新開東角（小川河口左岸角）から護岸沿い北へ10メートルの所
ア	1から護岸に直角に10メートルの所
イ	// 50メートルの所
ウ	2から護岸に直角に50メートルの所
エ	3から護岸に直角に70メートルの所
オ	// 20メートルの所
カ	2から護岸に直角に10メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町，大柿町飛渡瀬

1 公示番号 区第163号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町岡村新開，大柿町落走新開地先
漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオを結んだ4直線とオアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域。ただし，岡村新開小川第1橋梁右岸付け根を中心とした半径35メートルの区域を除く。

基 点 1	2から護岸沿い北西へ130メートルの所
// 2	岡村新開南角（小川河口左岸角）
// 3	落走新開南東角
ア	1から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線と距

- 岸 5 メートルの線との交点
- イ " 線上 30
メートルの所
- ウ 2 から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上 90 メートルの
所
- エ 3 から護岸に直角に 60 メートルの所
- オ " の線と距岸 5 メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第 1 6 4 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町中町坪崎地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ 4 直線とオアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- | | | |
|-------|---|--------------------|
| 基 点 1 | 坪崎新開護岸北端 | |
| " 2 | 能美町中町岡村新開北東角 | |
| " 3 | 2 から護岸沿い南へ 35 メートルの所 | |
| ア | 1 から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 | |
| イ | " | 線上 50
メートルの所 |
| ウ | 2 から江田島町鷺部江田島市消防本部建物南西角を見通す線上 50 メートルの所 | |
| エ | 3 から江田島市消防本部建物南西角を見通す線上 40 メートルの所 | |
| オ | " | 線と距岸 10 メートルの線との交点 |

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第 1 6 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町中町大あじろ地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域		
基点	1	能美町松ヶ鼻南東側埋立地南東角	
	2	1から海岸沿い南へ102メートルの所(松ヶ鼻西側の排水管コンクリート蔽いから南へ6メートルの洞穴中央)	
ア	1から江田島市江田島町鷺部公園護岸南西角を見通す線上5メートルの所		
イ	20	メートルの所	
ウ	2から鷺部公園護岸南西角を見通す線上50メートルの所		
エ	10	メートルの所	

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第166号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町中町長瀬地先		
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域		
基点	1	能美町中町長瀬海水浴場東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い北西へ45メートルの所	
	2	長瀬海岸養浜工の埋立地東付け根(道路との交点)から護岸沿い東へ7メートルの所	
	3	長瀬松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角	
	4	松ヶ鼻突端	
ア	1とイを結んだ線と2から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線との交点		
イ	30	メートルの所	
ウ	85	メートルの所	
エ	4から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上160メートル		

- の所
- オ // 線と距岸 10 メートルの線との交点
- カ 2 から長瀬海水浴場東側防波堤の北西端を見通す線と道路護岸沿い距岸 10 メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町
- 1 公示番号 区第 1 6 7 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市能美町中町胡川地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカを結んだ 5 直線とカキを距岸 10 メートルで結んだ線とキク, クアを結んだ 2 直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 能美町中町港棧橋駐車場埋立地南東角 (歩道との交点) から護岸沿い東へ 38 メートルの所
- // 2 // 中町水の元橋左岸北側付け根から護岸沿い西へ 40 メートルの所
- // 3 // 右岸北側付け根
- // 4 // 能美海上ロッジ入口看板から護岸沿い西へ 52 メートルの所
- ア 1 から江田島市江田島町津久茂南西端を見通す線上 10 メートルの所
- イ // 80 メートルの所
- ウ 2 から津久茂南西端を見通す線上 90 メートルの所
- エ 3 から津久茂の高を見通す線上 70 メートルの所
- オ 4 から能美町遠崎の鼻を見通す線上 50 メートルの所
- カ // 線と距岸 10 メートルの線との交点
- キ 3 から江田島町津久茂の高を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- ク 2 から津久茂南西端を見通す線上 20 メートルの所
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第168号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町石井新開地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基点 1 能美町高田南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ70メートルの防波堤曲がり角

〃 2 〃 森野造船所埋立地北角（スベリ段差上部北角）から護岸沿い南東へ10メートルの所

〃 3 〃 高下川河口左岸角（階段の北側付け根）から道路沿い北へ13メートルの所

〃 4 〃 中田港見浪防波堤北側の沖防波堤北西端

ア 2から江田島市江田島町古鷹山の高（377メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 線
と1から4を見通す線との交点

ウ 3から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線と1から4を見通す線との交点

エ 〃 距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町

1 公示番号 区第169号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町石井新開地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸10メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基点 1 能美町高田高下川河口左岸角（階段北側付け根）

〃 2 〃 右岸角（護岸パラペット西端から下流へ30メートルの所）

- 〃 3 2から護岸沿い南へ100メートルの所
- 〃 4 能美町中町麓川河口左岸角
- 〃 5 〃 かき作業場石積砂防堤（中田港見浪防波堤北西の石積砂防堤）突端
- ア 1から能美町能美海上ロッジ建物南角を見通す線上50メートルの所
- イ 〃 線と4から江田島市江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す線との交点
- ウ 2から5を見通す線と4から津久茂の高（263メートル）を見通す線との交点
- エ 5から2を見通す線上30メートルの所
- オ 4から津久茂の高（263メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
- カ 3から能美海上ロッジ建物南角を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町

1 公示番号 区第170号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町高田南区船だまり地先
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 能美町高田沖南区船だまり南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ20メートルの所
- 〃 2 〃 突端
 - 〃 3 〃 南区船だまり北側防波堤突端
 - 〃 4 〃 付け根から1番目の曲がり角
 - 〃 5 〃 北側付け根
 - ア 1から5を見通す線上10メートルの所
 - イ 〃 能美町長瀬松ヶ鼻を見通す線と2から3を見通す線との交点
 - ウ 4から20度の線と2から3を見通す線との交点
 - エ 〃 線上20メートルの所

- オ 5から1を見通す線上 30メートルの所
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町
- 1 公示番号 区第171号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市能美町高田松ヶ窪地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカ, カキを結んだ4直線とキアを距岸 10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 能美町高田湯田かき作業場埋立地南西角から護岸沿い南東へ 30メートルの所
- 〃 2 〃 新宮レンガ工場跡埋立地北側付け根 (道路との交点) から護岸沿い北へ 150メートルの所 (排水口南側)
- 〃 3 〃
 〃 45メートルの所
- 〃 4 〃 敷地北角 (防波堤北側付け根)
- ア 1から江田島町津久茂の高 (263メートル) を見通す線と距岸 10メートルの線との交点
- イ 〃 40メートルの線との交点
- ウ 4から津久茂の高 (263メートル) を見通す線と距岸 40メートルの線との交点
- エ 〃 10メートルの線との交点
- オ 3から護岸に直角に 5メートルの所
- カ 2から護岸に直角に 5メートルの所
- キ 〃 の線と距岸 10メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田

- 1 公示番号 区第172号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田湯田地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 25 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	能美町高田湯田の窪の棧橋跡中央（小川暗渠の北側）から護岸沿い北へ 150 メートルの所
〃 2	〃 〃 南へ 70 メートルの所
ア	1 から江田島市江田島町津久茂の高（263 メートル）を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
イ	〃 〃 25 メートルの線との交点
ウ	2 から津久茂の高（263 メートル）を見通す線と距岸 25 メートルの線との交点
エ	〃 〃 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田，中町

1 公示番号 区第173号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町高田遠崎地先
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエを結んだ3直線とエアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基 点 1	能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側の護岸防潮扉中央から護岸沿い北へ2メートルの所
〃 2	〃 埋立地の南側埋立地北東角から護岸沿い南へ32メートルの護岸内角
ア	1 から江田島市江田島町津久茂西端（デコ石の鼻）を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	〃 〃 線上 35メートルの所
ウ	2 から江田島町津久茂の高（263メートル）を見通す（84度）線

- 上 25 メートルの所
線
- エ //
- と距岸 5 メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町
- 1 公示番号 区第 1 7 4 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市能美町高田遠崎地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 25 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 7 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 能美町高田内能美漁業協同組合冷蔵庫跡の東側護岸防潮扉中央から護岸沿い北西へ 50 メートルの所
- // 2 //
- // 5 メートルの所
- ア 1 から江田島市江田島町津久茂西端 (デコ石の鼻) を見通す線と距岸 7 メートルの線との交点
- イ //
- // 25 メートルの線との交点
- ウ 2 から津久茂西端 (デコ石の鼻) を見通す線と距岸 25 メートルの線との交点
- エ // 7 メートル
- の線との交点
- 3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町
- 1 公示番号 区第 1 7 5 号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 江田島市能美町高田遠崎地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 20 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲

- まれた区域
- 基 点 1 能美町高田能美水島観光さつき園進入道路北側の延長線と護岸との
 交点から護岸沿い北へ 20 メートルの所
- 〃 2 〃 遠崎内能美漁協冷蔵庫跡埋立地の小川河口鉄扉中央から
 護岸沿い北へ 138 メートルの所
- ア 1 から江田島市江田島町古鷹山の高 (377 メートル) を見通す線
 と距岸 5 メートルの線との交点
- イ 〃
 〃 20 メートルとの交点
- ウ 2 から江田島町津久茂西端 (デコ石の鼻) を見通す線と距岸 20
 メートルの線との交点
- エ 〃 5
 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第 1 7 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町高田とうあみだ地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 28 メートルで結んだ線とウ
 エを結んだ直線とエアを距岸 8 メートルで結んだ線とによって囲
 まれた区域

- 基 点 1 能美町高田と江田島市沖美町三吉との海岸線における境界
 〃 2 1 から護岸沿い南東へ 200 メートルの所
- ア 1 から江田島市江田島町たこ岩の鼻を見通す線と距岸 8 メートル
 の線との交点
- イ 〃 28 メートルの線との交点
- ウ 2 からたこ岩の鼻を見通す線と距岸 28 メートルの線との交点
- エ 〃 8 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市能美町高田, 中町

1 公示番号 区第 1 7 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | | |
|-------|----------------------------------|--|
| 漁場の位置 | 江田島市能美町鹿川大矢地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ90メートルの所 | |
| ア | 2 | 石垣新開護岸北角から護岸沿い北へ50メートルの所 |
| イ | | 1から能美町鹿川鎌木灯台防波堤（鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤）中央曲がり角南端を見通す線上140メートルの所 |
| ウ | | 2から能美町ヒク岩を見通す線上320メートルの所 |
| エ | | 140メートルの所 |

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第178号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | | |
|-------|---|--|
| 漁場の位置 | 江田島市能美町鹿川鎌木地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 能美町鹿川鎌木南防波堤（灯台防波堤）南側付け根から護岸沿い南へ20メートルの所 | |
| ア | 2 | と江田島市大柿町との海岸線における境界線 |
| イ | | 1から能美町鹿川エムシーターミナル(株)114号タンク南端を見通す線上200メートルの所 |
| ウ | | 2からエムシーターミナル(株)108号タンク南端を見通す線上380メートルの所 |

エ

〃

230

メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第179号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島深浦地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオカを距岸50メートルで結んだ線とカキ、キク、クアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1 大黒神島牛石鼻

〃 2 〃 深浦のクボ新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ55メートルの所

〃 3 〃 ガンプリの鼻

〃 4 〃 刈浜の北西端(3から南へ1番目の鼻)

〃 5 〃 宮城鼻

ア 1から沖美町大矢鼻(江田島市能美町と沖美町との海岸線における境界)を見通す(76度)線上50メートルの所

イ 〃

200メートルの所

ウ 4から江田島市大柿町沖野島片山鼻北端を見通す(97度)線上350メートルの所

エ 5から片山鼻と沖野島丸山崎の間を見通す(97度)線上200メートルの所

オ 〃 線と距岸50メートルの線との交点

カ 4から片山鼻北端を見通す(97度)線と距岸50メートルの線との交点

キ 3から大柿町深江赤羽根崎を見通す(79度)線上50メートルの所

ク 2から赤羽根崎を見通す(84度)線上150メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川, 沖美町美能

1 公示番号 区第180号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 能美町鹿川石垣新開南側付け根の護岸階段南側付け根（カーブミラー）

〃 2 1から護岸沿い南へ165メートルの所（護岸上の漁業権消滅標識小鉄柱）

ア 1から江田島市大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上7メートルの所

イ 〃
〃 50メートルの所

ウ 2から大柿町と能美町鹿川との海岸線における境界を見通す線上50メートルの所

エ 〃
7メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第181号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町鹿川大矢地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域

基点 1 鹿川石垣新開護岸北角

〃 2 1から護岸沿い北へ55メートルの所

〃 3 〃 180メートルの所

〃 4 鹿川大矢川河口護岸のスベリ東側付け根から護岸沿い南へ59メートルの所

〃 5 〃 36メ

	メートルの所 (カーブミラー)	
ア	1 から鹿川鎌木江能広域浄化センター排水口を見通す線上 50 メートルの所	
イ	3 から能美町ヒク岩を見通す線上 30 メートルの所	
ウ	4 から能美町鎌木南防波堤 (灯台防波堤) 突端を見通す線上 30 メートルの所	
エ	5 から鹿川漁業協同組合北西の船だまりの南側防波堤曲がり角を見通す線上 20 メートルの所	
オ	〃 〃 4 メートルの所	
カ	4 から鎌木南防波堤突端を見通す線上 3 メートルの所	
キ	3 からヒク岩を見通す線上 3 メートルの所	
ク	2 から江田島市前処理センター入口北側法面南端を見通す線上 5 メートルの所	
ケ	〃 メートルの所	27

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第182号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町鹿川地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1	能美町鹿川大矢北防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 71 メートルの所
〃 2	〃 大矢川河口護岸のスベリ西側付け根から北へ 20 メートルの所 (排水口中央)
ア	1 から能美町鎌木埋立地北西角を見通す線上 5 メートルの所
イ	〃 30 メートルの所
ウ	2 から能美町鎌木灯台防波堤 (鹿川漁業協同組合南西の船だまり南側防波堤) 中央曲がり角南端を見通す線上 30 メートルの所
エ	〃 〃 5 メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第183号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市能美町鹿川文久新開地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1 文久新開第2樋門南西の護岸角
" 2 1から護岸沿い西へ120メートルの所
ア 1から江田島市大柿町大原大附防波堤突端を見通す線上12メートルの所
イ " 69メートルの所
ウ 2から鹿川大矢北防波堤突端を見通す線上69メートルの所
エ " 12メートルの所

3 地元地区 江田島市能美町鹿川

1 公示番号 区第184号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを結んだ9直線によって囲まれた区域
基点 1 大柿町大原と能美町との海岸線における境界
" 2 " 小古江船頭鼻
" 3 " 小船頭鼻
" 4 " 余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段北西側付け根
" 5 " 余防樋門中央(4から護岸沿い南東へ100メートルの所)
" 6 " 明神鼻南のスベリ北側護岸西角

- ア 1 から江田島市沖美町大黒神島南東端を見通す線上 100 メートルの所
- イ 2 から 216 度 80 メートルの所
- ウ 5 から大柿町深江大附ガンコウジ北東角を見通す線上 60 メートルの所
- エ 6 から 265 度 30 分 30 メートルの所
- オ // 110 メートルの所
- カ 4 からガンコウジ北東角を見通す線上 130 メートルの所
- キ 3 から 215 度 310 メートルの所
- ク 2 から 216 度 330 メートルの所
- ケ 1 から大黒神島南東端を見通す線上 400 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第 1 8 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町深江大附地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- | | | |
|-------|--|-----|
| 基 点 1 | 大柿町深江大附防波堤南側付け根 | |
| // 2 | 1 から海岸沿い南へ 136 メートルの所 | |
| ア | 2 から江田島市能美町鹿川エムシーターミナル(株)103 号タンク北端を見通す線上 170 メートルの所 | |
| イ | // | |
| | // 425 メートルの所 | |
| ウ | 1 からエムシーターミナル(株)115 号タンク北端を見通す線上 375 メートルの所 | |
| エ | // | 150 |
| | メートルの所 | |

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第 1 8 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|
|----------|-----|-----|

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大原地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大原柿木鼻から北東へ1番目の鼻の南端

〃 2 〃 土石の鼻南端から護岸沿い北東へ70メートルの所

ア 1から180度150メートルの所

イ 〃 590メートルの所

ウ 2から166度440メートルの所

エ 〃 140メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第187号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ, エオを結んだ2直線とオカを距岸4メートルで結んだ線とカキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スアを結んだ8直線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町小古江ふれあいセンター埋立地北西角から護岸沿い西へ35メートルの所

〃 2 〃 南西角

〃 3 〃 余防川河口左岸角から東へ1つ目の階段西側付け根から護岸沿い南東へ70メートルの所

〃 4 3から護岸沿い南東へ22メートルの所

〃 5 4から護岸沿い南東へ20メートルの所

〃 6 5から護岸沿い南東へ56メートルの所

〃 7 6から護岸沿い南東へ92メートルの所

〃 8 大柿町深江大附金比羅宮北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角

〃 9 〃 ガンコウジ北東角から護岸沿い南東へ180メートルの所(棧橋渡橋の護岸側付け根)

ア	1 から小古江明神鼻を見通す線と 2 からガンコウジ北東角を見通す線との交点
イ	2 からガンコウジ北東角を見通す線と距岸 3 メートルの線との交点
ウ	余防川右岸の延長線と距岸 3 メートルの線との交点
エ	3 から 8 を見通す線上 18 メートルの所
オ	4 から 8 を見通す線と距岸 4 メートルの線との交点
カ	6 からガンコウジ北東角を見通す線と距岸 4 メートルの線との交点
キ	〃 線上 10 メートルの所
ク	7 から 9 を見通す線上 10 メートルの所
ケ	〃 20 メートルの所
コ	6 からガンコウジ北東角を見通す線上 20 メートルの所
サ	〃 40 メートルの所
シ	5 から 9 を見通す線上 44 メートルの所
ス	1 から明神鼻を見通す線上 210 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第 1 8 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町小古江地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コアを結んだ 10 直線によって囲まれた区域。ただし、小古江峰ヶ迫川両岸の延長線ではさまれた区域を除く。

基 点	1	小古江明神鼻南のスベリ南側付け根
〃	2	1 から護岸沿い南東へ 88 メートルの所
〃	3	峰ヶ迫川河口右岸角
〃	4	小古江萩造船所前防波堤北側付け根から防波堤沿い西へ 9 メートルの所
〃	5	〃 33 メートルの所
ア		1 から深江川河口左岸角を見通す線上 13 メートルの所
イ		1 から 232 度の線（深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点か

- ウ ら北へ 25 メートルを見通す線) 上 30 メートルの所
3 から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上
80 メートルの所
- エ //
72 メートルの所
- オ 5 から防波堤に直角に 5 メートルの所
- カ 4 から防波堤に直角に 5 メートルの所
- キ 4 から 1 を見通す線上 29 メートルの所
- ク 3 から深江大附ガンコウジ護岸南端と道路の交点を見通す線上
29 メートルの所
- ケ //
19 メートルの所
- コ 2 から大柿町大原 5832 番地護岸北角を見通す線上 14 メートルの
所

3 地元地区 江田島市大柿町大原

1 公示番号 区第 1 8 9 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町深江大附地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区
 域

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 大柿町深江赤羽根崎西端から海岸沿い北へ 115 メートルの所 |
| | 2 | // 大附西側防波堤南側付け根から海岸沿い南へ 136 メー
トルの所 |
| ア | | 1 から江田島市能美町鹿川大矢鼻南端はなれ石を見通す (279 度)
線上 220 メートルの所 |
| イ | | //
// 410 メートルの所 |
| ウ | | 2 から能美町鹿川エムシーターミナル(株)103 号タンク北端を見通
す (280 度) 線上 350 メートルの所 |
| エ | | //
// 170 メートルの所 |

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第190号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町沖野島片山鼻地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結んだ6直線とキアを距岸100メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 沖野島中殿の鼻南西端

〃 2 〃 北西端

〃 3 〃 片山鼻北西端

〃 4 〃 の北東側護岸の東角から護岸沿い北西へ7メートルの所

ア 1から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線と距岸100メートルの線との交点

イ 〃 線上389メートルの所

ウ 2から江田島市沖美町小黑神島の高を見通す線上389メートルの所

エ 〃 線上600メートルの所

オ 4から354度690メートルの所

カ 〃 大柿町深江赤羽根崎防波堤の付け根から南へ1番目の曲り角を見通す線上420メートルの所

キ 3から大柿町深江漁港南防波堤の北端の赤灯台を見通す線と距岸100メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第191号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町沖野島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	大柿町深江島戸埋立地南角	
〃	2	〃 深江産業（株）埋立地北西角	
ア		1 から沖野島こじヶ窪の鼻を見通す線上 220 メートルの所	
イ		〃	270 メートルの所
ウ		2 から沖野島片山鼻の北東側護岸の北角を見通す線上 170 メートルの所	
エ		〃	120 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第 1 9 2 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町沖野島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点	1	沖野島片山鼻の北東側護岸の北角から護岸沿い南東へ 21 メートルの所	
〃	2	〃 こじヶ窪の鼻	
〃	3	〃 中の鼻北端	
〃	4	大柿町深江深江産業（株）入口北側付け根から護岸沿い北へ 104 メートルの所	
〃	5	〃 唐串の鼻西端（深江漁港南側防波堤に隣接する深江汚水中継ポンプ場南側付け根から道路沿い南西へ 54 メートルの所）	
ア		2 から大柿町深江赤羽崎防波堤突端（黄色灯標）を見通す線上 380 メートルの所	
イ		〃	570
		メートルの所	
ウ		5 から 3 を見通す線上 250 メートルの所	
エ		1 から 4 を見通す線と 3 から 5 を見通す線との交点	

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第 1 9 3 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町沖野島大番地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町沖野島橋南側橋台北側付け根から護岸沿い南西へ150メートルの所(排水口)

〃 2 沖野島大番イケス樋門(悪水溜め排水路暗渠)中央(三叉路東側護岸内角から護岸沿い南東へ9.4メートルの所)

ア 1から沖野島橋北側の鼻西端を見通す線上140メートルの所

イ 〃 30メートルの所

ウ 2から大柿町深江新開旧いわし加工場西側護岸のスベリ北側付け根を見通す線上(49度)30メートルの所

エ 〃

130メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第194号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町深江白水地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町深江釣附こんぼうず岩西端

〃 2 〃 芦の浦コンクリート護岸北西角

ア 1から江田島市沖美町大黒神島鵜泊鼻南端を見通す線上120メートルの所

イ 〃 330メートルの所

ウ 2から大柿町沖野島周気崎南端を見通す線上430メートルの所

エ 〃 200メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第195号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町深江大附ガンコウジ地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸30メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸5メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基点 1 大柿町深江大附稲荷神社北側の護岸階段西側付け根から護岸沿い南西へ178メートルの護岸内角

〃 2 〃
〃 27メートルの所

〃 3 〃 ガンコウジ北東角から護岸沿い南へ60メートルの所

ア 1から320度80メートルの所

イ 2から310度の線と距岸30メートルの線との交点

ウ 3から大柿町小古江明神鼻を見通す線と距岸30メートルの線との交点

エ 〃 5メートルの線との交点

オ 2から310度の線と距岸5メートルの線との交点

カ 1から320度30メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第196号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島白瀬川地先

漁場の区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基点 1 大黒神島白瀬船着場(スベリ)付け根中央

〃 2 1から護岸沿い南東へ30メートルの所

〃 3 白瀬川河口左岸角

- 〃 4 大黒神島黒山鼻西の鼻（白瀬川河口東側護岸東端から北東へ1番目の鼻）
- ア 1から4を見通す線と2から大黒神島白瀬湾東の白石中央を見通す線との交点
- イ 3から沖美町入鹿鼻を見通す線上110メートルの所
- ウ 〃 線と距岸10メートルの線との交点
- エ 2から白瀬湾東の白石中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江，沖美町沖

1 公示番号 区第197号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市沖美町大黒神島深浦地先
 漁場の区域 次のアイ，イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大黒神島深浦のくぼ北側1番目の鼻
 〃 2 〃 新開石垣護岸南角から護岸沿い北へ30メートルの所（護岸階段北側付け根）
 〃 3 〃 海岸沿い東へ60メートルの所
- ア 1から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点
 イ 〃 2から江田島市大柿町深江赤羽根崎を見通す（84度）線との交点
 ウ 2から赤羽根崎を見通す（84度）線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町深江，沖美町沖

1 公示番号 区第198号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町深江白水地先

漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 20 メートルで結んだ線によって囲まれた区域	
基 点	1	親休鼻から西回り 2 番目の鼻の大岩
	2	深江釣附こんぼうず岩西端
ア	1 から大柿町長島の洲鼻を見通す線上 20 メートルの所	
イ	170 メートルの所	
ウ	2 から江田島市沖美町大黒神島鶴泊鼻南端を見通す線上 170 メートルの所	
エ	20 メートルの所	

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第 1 9 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	わかめ養殖業	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ直線及びアエを距岸 10 メートルで結んだ線によって囲まれた区域	
基 点	1	大柿町沖野島周寄鼻から北へ 250 メートルの所(浜の端にある岩)
	2	沖美町大黒神島宮城鼻南西護岸角から南西へ 60 メートルの所
	3	大柿町沖野島西端
ア	1 から大黒神島宮城鼻を見通す線上 10 メートルの所	
イ	と 3 から我島北端を見通す線との交点	
ウ	2 から沖野島周寄鼻を見通す線と 3 から我島北端の見通す線との交点	
エ	沖野島の距岸 10 メートルの線との交点	

3 地元地区 江田島市大柿町深江

1 公示番号 区第 2 0 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大原地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
 基 点 1 大柿町大原土石の東鼻から護岸沿い北東へ130メートルの所
 " 2 " ゲゲトリハナ鼻南端護岸角から護岸沿い北西へ60メートルの所
 ア 1から呉市倉橋町重生旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上200メートルの所
 イ 2から160度130メートルの所
 ウ " 380メートルの所
 エ 1から旧重生小学校西の鼻を見通す(166度30分)線上470メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第201号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大原黒嶽地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
 基 点 1 大柿町ゲゲトリハナ鼻東側付け根の護岸放水口右岸角
 " 2 " 大原下方鼻東側付け根(丸石)
 ア 1から160度200メートルの所
 イ 2から倉橋町小串の鼻を見通す線上270メートルの所
 ウ " 590メートルの所
 エ 1から160度460メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第202号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君白ヶ浦、長浜地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町長瀬鼻南端
" 2 " 大君追の浦の中間鼻東端
" 3 " 長浜海岸南側防砂堤付け根から南へ1番目の鼻
" 4 " の東側
付け根から海岸沿い東へ42メートルの所
ア 1から呉市倉橋町小串の東鼻を見通す線上50メートルの所
イ 2から3を見通す線上170メートルの所
ウ 3から170度100メートルの所
エ 4から倉橋町宇和木ナキリ東鼻を見通す線上70メートルの所
オ " 240メートルの所
カ 1から小串の東鼻を見通す線上380メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第203号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君明神鼻地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君南城鼻から南へ1番目の護岸階段南側付け根から護岸沿い北へ17メートルの所
" 2 " まちが鼻南側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ72メートルの護岸階段付け根切欠の中央
" 3 " 南側付け根から護岸沿い南へ140メートルの所
ア 1から呉市音戸町田原ホーシ鼻を見通す線上50メートルの所
イ " 150メートルの所
ウ 3から音戸町早瀬流田鼻を見通す線上150メートルの所
エ " 80メートルの所
オ 2から流田鼻を見通す線上110メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第204号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ40メートルの所

〃 2 〃 265メートルの所

ア 1から呉市音戸町田原漁港防波堤赤灯台を見通す線上90メートルの所

イ 〃 190メートルの所

ウ 2から音戸町田原山本造船所船台北西角を見通す線上220メートルの所

エ 〃 130メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第205号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町引島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ8直線によって囲まれた区域

基点 1 大柿町柿浦漁港東側防波堤とかき筏組立場北側護岸との交点から防波堤沿い63メートルの所(東側付け根から1番目の曲り角)

〃 2 〃 大君大君棧橋南側付け根から護岸沿い南へ145メートルの所

〃 3 引島南側防波堤東側付け根

ア 1から呉市音戸町三ツ子島の北の高(16メートル)を見通す(59度)線上790メートルの所

イ 〃 第1棧橋北ブロック北西角を見通す

- (61度) 線上 1,290 メートルの所
- ウ 2 から音戸町田原田原漁業協同組合の建物南角を見通す (88度)
線上 700 メートルの所
- エ //
- // 380 メートルの所
- オ 3 から 60 度の線とアエを結んだ線との交点
- カ // 70 度 115 メートルの所
- キ 1 から 84 度 775 メートルの所
- ク // の線とアエを結んだ直線との交点
- 3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 0 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町柿浦漁港地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 大柿町柿浦山本かき作業場北側の小川河口右岸角の階段東側付け根から護岸沿い東へ 27 メートルの所 (作業場と護岸の接点)

// 2 // 柿浦漁港埋立地北側付け根

ア 1 から呉市音戸町渡子井ノ尻沖埋立地西側付け根を見通す (89度) 線上 240 メートルの所

イ //

// 630 メートルの所

ウ 2 から 87 度 630 メートルの所

エ // 200 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 0 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君坪土地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 30 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君坪土の南鼻北東端

〃 2 〃 梶掛ノ鼻北端

ア 1 から大君坪土の北鼻南端を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

イ 〃 30 メートルの線との交点

ウ 2 から大君釣出し鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点

エ 〃 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 0 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域 次のアイを距岸 5 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 25 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点 1 大君坪土の北鼻南端から海岸沿い北へ 60 メートルの所

〃 2 中の鼻南端から海岸沿い北西へ 20 メートルの所

ア 1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

イ 2 から 1 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

ウ 〃 25 メートルの線との交点

エ 1 から 2 を見通す線と距岸 25 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 0 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 中の鼻北側魚類養殖場栈橋北側付け根

〃 2 〃 北東端

ア 1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

イ 2 から 1 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君王泊地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君釣出し鼻南東端

〃 2 〃 丸小島南端

〃 3 〃 中の鼻北端

〃 4 〃 北東端

ア 1 から 4 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

イ 〃 線上 80 メートルの所

ウ 2 から 3 を見通す線上 70 メートルの所

エ 3 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君源八鼻地先

漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ 2 直線とウアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 大柿町大君泉市営駐車場南側の突堤南側付け根

〃 2 〃 源八鼻北端

- ア 1 から 105 度の線と距岸 5 メートルの線との交点
- イ //
- ウ 2 からイを見通す線と距岸 5 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 2 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 50 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- | | | |
|-------|--|---------------|
| 基 点 1 | 大柿町大君泉市営駐車場埋立地北西側付け根から護岸沿い北東へ 67 メートルの所 | |
| // 2 | // | 南側の突堤北側付け根 |
| ア | 1 から呉市音戸町早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点 | |
| イ | // | 50 |
| | メートルの線との交点 | |
| ウ | 2 から 105 度の線と距岸 50 メートルの線との交点 | |
| エ | // | 10 メートルの線との交点 |

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 3 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君コシマ鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- | | | |
|-------|--|--|
| 基 点 1 | コシマ鼻埋立地南側付け根 (県道護岸との交点) から護岸沿い北へ 55 メートルの所 | |
| // 2 | 大君瀬本鼻北側の小川河口中央から南へ 13 メートルの所 | |

- ア 1 から呉市音戸町早瀬サタメノ鼻を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- イ //
- ウ 2 から早瀬阿弥陀堂の屋根中央を見通す線上 52 メートルの所
- エ // と距岸 10 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町大君地先
 漁場の区域 次のアイを距岸 5 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ 3 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 大柿町大君平後川河口 (大君小学校北側の川) 左岸角から護岸沿い北へ 6 メートルの所
- // 2 1 から護岸沿い北へ 90 メートルの所
- ア 1 から呉市音戸町田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
- イ 2 から田原小学校埋立地南西角を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
- ウ // 上 70 メートルの所
- エ 1 から田原小学校埋立地南西角を見通す線上 50 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市大柿町柿浦三束新開地先
 漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ 2 直線とウアを距岸 5 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 三束新開の北の新開南東角から護岸沿い北へ 10 メートルの所

- // 2 大柿町柿浦楠田新開北東角
 ア 1 から江田島市江田島町秀崎の鼻南端を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
 イ // 線上 30 メートルの所
 ウ 2 からイを見通す線との距岸 5 メートルの線との交点
- 3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町柿浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域

基 点 1 柿浦芸南クリニック北側護岸北東角

// 2 // 中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角

// 3 2 から護岸沿い南へ 20 メートルの所

ア 1 から呉市音戸町田原猿ヶ鼻を見通す線上 10 メートルの所

イ // 50 メートルの所

ウ 2 から猿ヶ鼻を見通す線上 30 メートルの所

エ 3 から猿ヶ鼻を見通す線上 30 メートルの所

オ // 5 メートルの所

カ 2 から猿ヶ鼻を見通す線上 5 メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第 2 1 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 わかめ養殖業 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 中の鼻北端

- 〃 2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所
- ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上80メートルの所
- イ 〃 100メートルの所
- ウ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上100メートルの所
- エ 〃 80メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第219号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市大柿町大君中の鼻地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 中の鼻北端
- 〃 2 1から海岸沿い南東へ40メートルの所
- ア 1から呉市音戸町早瀬老人憩の家南角を見通す線上15メートルの所
- イ 〃 80メートルの所
- ウ 2から早瀬鳥ヶ首防波堤突端を見通す線上80メートルの所
- エ 〃 15メートルの所

3 地元地区 江田島市大柿町

1 公示番号 区第220号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町二ツ小島地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 二ツ小島南側付け根（石垣護岸北端）から護岸沿い南へ80メー

- トルの所
- 〃 2 江田島町一ツ小島中国化薬第一火薬庫入口前 15 番倉庫北西角から護岸に平行に南東へ 9 メートルの護岸点
- ア 1 から呉市天応天狗城山の高 (239 メートル) を見通す線上 150 メートルの所
- イ 〃 350
メートルの所
- ウ 2 から天応烏帽子岩北側の高 (392 メートル) を見通す線上 350
メートルの所
- エ 〃 150
メートルの所
- 3 地元地区 江田島市江田島町小用, 切串

1 公示番号 区第 2 2 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町高須浜地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角

〃 2 〃 高須鼻

〃 3 〃 南鼻

ア 1 から呉市天応烏帽子岩北側の高 (392 メートル) を見通す線上 100 メートルの所

イ 〃
260 メートルの所

ウ 2 から呉市吉浦町猪山隧道中央を見通す (80 度) 線上 260 メートルの所

エ 3 から呉市シビトノ鼻を見通す線上 260 メートルの所

オ 〃 100 メートルの所

カ 2 から猪山隧道中央を見通す (80 度) 線上 100 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第 2 2 2 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町小用ももだか地先
 漁場の区域 次のアエ, エオ, オカ, カキ, キケを結んだ5直線とケコを距岸20メートルで結んだ線とコアを結んだ直線とによって囲まれた区域。ただし, イウ, ウキ, キク, クイを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

基 点 1	江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角
〃 2	〃 木葉水産作業場東側護岸南東角 (内角)
〃 3	〃 ももだか埋立地南東角
ア	1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線と2から江田島町小用東江漁協東側船だまり南側防波堤南側付け根を見通す線との交点
イ	〃 上250メートルの所
ウ	〃 350メートルの所
エ	〃 470メートルの所
オ	3から江田島町秋月鳥ノ首北端を見通す線上280メートルの所
カ	〃 145メートルの所
キ	2から101度230メートルの所
ク	〃 120メートルの所
ケ	〃 の線と距岸20メートルの線との交点
コ	〃 東江漁協東側船だまり南側防波堤南側付け根を見通す線と距岸20メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第223号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町小用鳥ノ首地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町小用ももだか埋立地北東角から護岸沿い南へ30メー

		ルの所
〃	2	〃 秋月弾薬庫旧燃料置場護岸東側付け根
ア		1 から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上 580 メートルの所
イ		〃 780 メートルの所
ウ		2 から呉市昭和町日新製鋼呉製鉄所の赤白煙突 (164 メートル) を見通す線上 400 メートルの所
エ		〃
		〃 200 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第224号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町秋月若宮地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	江田島町秋月弾薬庫南門に隣接する防波堤の突端
〃 2	〃 南側護岸の鉄扉北側取り付け部から護岸沿い北東へ90メートルの所
ア	1 から呉市若葉町小麗女島の灯台を見通す線上550メートルの所
イ	2 から122度460メートルの所
ウ	〃 175度400メートルの所
エ	〃 200メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第225号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町秋月地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	江田島町秋月(旧)平上造船所東側護岸南東角

- | | | |
|---|---|--|
| | 2 | 全農グリーンリソース(株)積出し岸壁北側の護岸パラ
ペット北端(護岸内角)から護岸沿い北へ44メートルの所 |
| ア | | 1から94度125メートルの所 |
| イ | | 700メートルの所 |
| ウ | | 2から94度730メートルの所 |
| エ | | 155メートルの所 |
- 3 地元地区 江田島市江田島町小用, 呉市音戸町(ただし, 田原, 早瀬を除く。), 江田島市大柿町柿浦

1 公示番号 区第226号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 江田島市江田島町鷺部ひるがさこ地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 江田島町鷺部ひるがさこ防波堤の南側を東へ延長した線と道路護岸との交点 |
| ” 2 | ” (株)岡本組埋立地南側付け根から護岸沿い南へ148メートルの所 |
| ア | 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| イ | 2からの能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| ウ | ” 線上30メートルの所 |
| エ | 1から能登呂山の高(542メートル)を見通す線上60メートルの所 |

3 地元地区 江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第227号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町江南地先
漁場の区域	次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアを結んだ 4 直線とによって囲まれた区域
基 点 1	江田島町と江田島市大柿町との海岸線 (外海) における境界から護岸沿い東へ 10 メートルの所 (外海ポンプ場樋門東側から護岸沿い東へ 18 メートルの所)
〃 2	1 から南東へ 1 番目の護岸外角 (江南 2 丁目 24 番地の南角)
〃 3	江田島町秀崎の新開護岸南端
ア	1 から大柿町引島東端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
イ	3 から 249 度 30 分の線と距岸 10 メートルの線との交点
ウ	〃 50 メートルの所
エ	2 から 2 の北西側護岸に直角に 40 メートルの所
オ	1 から引島東端を見通す線上 70 メートルの所
3 地元地区	江田島市江田島町小用

1 公示番号 区第 2 2 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市能美町松ヶ鼻地先
漁場の区域	次のアイ, イ 2, 2 ウ, ウエ, エオ, オカ, カアを結んだ 7 直線によって囲まれた区域
基 点 1	能美町高田港南防波堤突端から 1 番目の曲がり角
〃 2	〃 松ヶ鼻北端
〃 3	〃 松ヶ鼻西側の埋立地護岸北西角
ア	1 から江田島市江田島町海上自衛隊第一術科学校中央防波堤の突端から 1 番目の曲がり角を見通す線 (71 度 30 分) と 3 から江田島町津久茂 2 丁目の南端 (小島新開南西物揚場東のスベリ取付部東端から護岸沿い東へ 95 メートルの所) を見通す (347 度) 線との交点
イ	3 から津久茂 2 丁目の南端を見通す (347 度) 線上 270 メートルの所
ウ	2 から江田島町鷺部矢ノ浦港北側防波堤南端を見通す (68 度 30 分) 線上 175 メートルの所

- エ 2から江田島町世上漁港イワシ浜3号防波堤付け根から1番目の
曲り角を見通す(6度30分)線上510メートルの所
- オ 2から津久茂2丁目津久茂小学校跡地南角を見通す(341度)線
上710メートルの所
- カ 1から海上自衛隊第一術科学校中央防波堤突端から1番目の曲が
り角を見通す(71度30分)線上1,660メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町(ただし、小用、切串を除く)

1 公示番号 区第229号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町鷺部地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線によって囲まれた区
 域

- | | |
|-------|---|
| 基 点 1 | 江田島町鷺部2丁目鷺部公園護岸南西角から護岸沿い北へ60メ
ートルの所 |
| 〃 2 | 〃 3丁目7号と8号の境界にある小川の流出口の南端
から護岸沿い南へ33メートルの所 |
| ア | 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線上240メートルの所 |
| イ | 2から能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線上265メ
ートルの所 |
| ウ | 〃 565メ
ートルの所 |
| エ | 1から松ヶ鼻を見通す線上540メートルの所 |

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第230号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町大原地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区
 域

- 基 点 1 江田島町津久茂2丁目小島新開北東の小川の第1渡橋下流側右岸
付け根から護岸沿い南へ60メートルの所
- 〃 2 〃 津久茂小学校跡地護岸南東角から護岸沿い
北へ220メートルの所
- 〃 3 〃 宮の原2丁目立石かき筏組立場南西角
- 〃 4 〃 世上漁港北側の船だまり南側防波堤南側付
け根から護岸沿い南へ38メートルの所
- ア 1から4を見通す線上130メートルの所
- イ 2から3を見通す線上100メートルの所
- ウ 3から2を見通す線上120メートルの所
- エ 4から1を見通す線上220メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第231号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 江田島市江田島町差須浜地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区
域。ただし、江田島町大須港に通じる船通しの区域を除く。

- 基 点 1 江田島町鼻ぐり南西端
- 〃 2 〃 たこ岩の鼻（西側カーブミラー）から護岸沿い北へ20
メートルの所
- ア 1から江田島町差須浜西端を見通す線上40メートルの所
- イ 2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端（源兵衛鼻）を見通す線
上390メートルの所
- ウ 〃
〃 590メートルの所
- エ 1から大奈佐美島大塔山の高（91メートル）を見通す線上260
メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第232号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----|-----|
|----------|-----|-----|

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町江関地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町幸の浦鯨石の鼻（石碑の鼻の北側付け根の石垣護岸端から護岸沿い北東へ50メートルの所）

〃 2 〃 エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所

ア 1から広島市南区似島東端を見通す線上150メートルの所

イ 〃 560メートルの所

ウ 2から南区峠島南西端を見通す線上750メートルの所

エ 〃 150メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第233号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町小用ももだか地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町小用東江漁協共同作業所埋立地護岸北東角

〃 2 〃 ももだか埋立地東角

〃 3 〃 鳥ノ首突端

ア 1から呉市若葉町大麗女島南端を見通す線上470メートルの所

イ 3から江田島町高須東端（高須中央鼻）を見通す線上250メートルの所

ウ 〃 30メートルの所

エ 2から3を見通す線上280メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第234号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町鷺部地先
 漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸60メートルで結んだ線とエアを結んだ直線によって囲まれた区域

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 江田島町鷺部2丁目江田島市消防本部埋立地西側護岸北西角（江田島市消防団鷺部駐屯所南側の小川河口左岸角） |
| 〃 | 2 | 〃 3丁目ひるがさこ防波堤跡の石積南側を東へ延長した線と道路護岸との交点 |
| ア | | 1から江田島市能美町松ヶ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| イ | | 2からの能美町能登呂山の高（542メートル）を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| ウ | | 〃
60メートルの線との交点 |
| エ | | 1から松ヶ鼻を見通す線と距岸60メートルの線との交点 |

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第235号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町宮の原地先
 漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

- | | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 江田島町宮の原1丁目農林水産省所有地北西の埋立地護岸南西角 |
| 〃 | 2 | 1から護岸沿い南東へ107メートルの護岸北西角 |
| ア | | 1から江田島市能美町トトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線と距岸10メートルの線との交点 |
| イ | | 2から242度の線と距岸10メートルの線との交点 |
| ウ | | 〃 50メートルの所 |
| エ | | 1からトトウガ鼻鳥居の小島北端を見通す線上50メートルの所 |

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第236号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町津久茂地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基点 1 江田島町津久茂水揚西の護岸南端(スベリの東の護岸角)から護岸沿い北東へ12メートルの護岸内角

〃 2 〃 阿重田川河口暗渠中央

ア 1から江田島市能美町中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から中町棧橋突端を見通す線と距岸10メートルの線との交点

ウ 〃 線上60メートルの所

エ 1から中町棧橋突端を見通す線上60メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第237号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町津久茂地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸10メートルで結んだ線とエオ、オカ、カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基点 1 江田島町津久茂小松の窪の西端(3丁目20の電柱前護岸角)

〃 2 1から護岸沿い東へ63メートルの所

〃 3 4から護岸沿い北西へ81メートルの所(3丁目9の電柱前)

〃 4 小松の窪の南端(護岸角)

ア 1から江田島市能美町能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 2から3を見通す線と距岸10メートルの線との交点

ウ 3から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点

エ 4から能登呂山の高(542メートル)を見通す線と距岸10メー

オ トルの線との交点
 // 線上 30 メートル
 の所
 カ 1 から能登呂山の高 (542 メートル) を見通す線上 30 メートルの
 所

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町大須地先
 漁場の区域 次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 50 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって
 囲まれた区域

基 点 1 江田島町たこ岩の鼻 (西側のカーブミラーの所)

// 2 // サコウタの鼻 (カーブミラーの所)

ア 1 から江田島町津久茂西端を見通す線と距岸 10 メートルの線との
 交点

イ 2 から江田島市沖美町岸根の鼻北端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

ウ // 線と距岸 50 メートルの線との交点

エ 1 から津久茂西端を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町宮ノ原

1 公示番号 区第 2 3 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町切串地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 江田島町切串大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ 77 メー

		トルの所（階段南側付け根）
〃	2	〃 切串中学校護岸北東角から護岸沿い西へ 10 メートルの所
ア		1 から広島市南区峠島西端を見通す線上 80 メートルの所
イ		〃 145 メートルの所
ウ		2 から南区似島の高（278 メートル）を見通す線上 60 メートルの所
エ		〃 10 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串 1 丁目，宮ノ原

1 公示番号 区第 2 4 0 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町幸の浦地先
 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エオ，オアを結んだ 5 直線によって囲まれた区域

基 点	1	江田島町幸の浦椎の木鼻北東端
〃	2	〃 新開（埋立地）の北側付け根から護岸沿い北西へ 120 メートルの所
〃	3	〃 物揚場突堤西側付け根
〃	4	〃 鯨石の鼻（石碑の鼻の北側付け根石垣護岸端から護岸沿い北東へ 50 メートルの所）
ア		1 から江田島町屋形石の鼻を見通す線上 100 メートルの所
イ		4 から広島市南区似島東端を見通す線上 480 メートルの所
ウ		〃 150 メートルの所
エ		1 から 3 を見通す線と 2 からウを見通す線との交点
オ		1 から 3 を見通す線上 130 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第 2 4 1 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町江関地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島町切串エセキ川東側の埋立地東側付け根の排水路右岸角から護岸沿い東へ45メートルの所
〃 2	江田島町切串タカノス北東端
ア	1から広島市南区峠島南西端を見通す線上150メートルの所
イ	〃 750メートルの所
ウ	2から峠島東端を見通す線上990メートルの所
エ	〃 250メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第242号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	江田島市江田島町切串地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	江田島町切串タカノス鼻北東端のカキ殻堆積場渡橋東側付け根から通路沿い北東へ13メートルの所
〃 2	〃 切串湾西側防波堤(タカノス鼻から2番目の防波堤)南側付け根から護岸沿い南東へ59メートルの所(階段工の南端)
〃 3	〃 西沖棧橋埋立地北東角から護岸沿い西へ15メートルの所
〃 4	〃 切串中学校埋立地東側付け根から護岸沿い北東へ137メートルの所
〃 5	〃 カワモチ共同作業場埋立地南西角
〃 6	〃 防波堤北側付け根から海岸沿い北へ120メートルの所
ア	1から6を見通す線と3から広島市南区似島北東端を見通す線との交点
イ	〃 4から南区峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点

ウ 2から5を見通す線と4から峠島東側の鼻を見通す(336度)線との交点

エ // 3から峠島の高(129メートル)を見通す線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第243号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町切串神が浦鼻地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 神が浦鼻北東角(神が浦鼻北側の敷地内道路三叉路から道路沿い東へ75メートルの排水管中央)から護岸沿い北西へ70メートルの所

// 2 江田島町切串いちご鼻の自衛隊棧橋北側付け根から護岸沿い北西へ41メートルの所

ア 1から安芸郡坂町天狗岩の高(371メートル)を見通す(39度)線上220メートルの所

イ //
// 400メートルの所

ウ 2から広島市安芸区矢野町絵下山山頂の南側電波塔を見通す(4度)線上290メートルの所

エ //
// 110メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第244号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町江関地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クアを結んだ

8直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 江田島町切串鴻治組埋立地東側付け根から護岸沿い東へ 36 メートルの所
- 〃 2 1 から護岸沿い南東へ 60 メートルの所
- 〃 3 江田島町切串エセキ川河口左岸角
- 〃 4 〃 右岸角から護岸沿い東へ 50 メートルの所
- ア 1 から広島市南区峠島西端を見通す線上 20 メートルの所
- イ 〃 40 メートルの所
- ウ 2 から峠島西端を見通す線上 40 メートルの所
- エ 3 から峠島西端を見通す線上 40 メートルの所
- オ 4 から峠島西端を見通す線上 40 メートルの所
- カ 〃 20 メートルの所
- キ 3 から峠島西端を見通す線上 20 メートルの所
- ク 2 から峠島西端を見通す線上 20 メートルの所

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第245号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町江関地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 40 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 20 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 江田島町切串エセキ川東側の埋立地護岸北東角から護岸沿い南東へ 30 メートルの所
- 〃 2 〃 東側付け根
- ア 1 から広島市南区峠島西端を見通す線と距岸 20 メートルの線との交点
- イ 〃 40 メートルの線との交点
- ウ 2 から峠島東端を見通す線と距岸 40 メートルの線との交点
- エ 〃 20 メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第246号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 江田島市江田島町切串東新開地先
漁場の区域 次のアイ、イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1 江田島町切串切串中学校東側護岸付け根から護岸沿い北東へ10メートルの所
" 2 " カワモチ共同作業場埋立地南側付け根
ア 1から広島市南区似島北東端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ " 線上125メートルの所
ウ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 江田島市江田島町切串

1 公示番号 区第247号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先
漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1 音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角
" 2 " 大浦崎北東端(亀の浦鼻)から海岸沿い南西へ175メートルの所
ア 1から呉市広小坪1丁目西側の船だまり西側防波堤西側付け根を見通す(65度)線上440メートルの所
イ " 620メートルの所
ウ 2から広小坪下猫崎東端を見通す(65度)線上645メートルの所
エ " 460メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）、呉市警固屋4～9丁目

1 公示番号 区第248号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町波多見6丁目5番地大本建設(株)倉庫敷地北東角

〃 2 〃 大浦崎北東端（亀の浦鼻）から海岸沿い南西へ175メートルの所

ア 1から呉市広小坪1丁目西の船だまり西防波堤西側付け根を見通す（65度）線上785メートルの所

イ 〃
〃 970メートルの所

ウ 2から広小坪下猫崎東端を見通す（65度）線上1,020メートルの所

エ 〃 835メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）、呉市警固屋4～9丁目

1 公示番号 区第249号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見小学校地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町波多見波多見小学校敷地南西角

〃 2 〃 7丁目5番の埋立地護岸南東角から護岸沿い北西へ8メートルの所

ア 1から呉市倉橋町鈴鹿島の高を見通す線と2から244度の線との交点

- イ 2 から 244 度 275 メートルの所
- ウ // 音戸町池田の鼻北東端を見通す線上 265 メートルの所
- エ 1 から鈴鹿島の高を見通す線と 2 から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 0 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町波多見地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クアを結んだ 8 直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町波多見 7 丁目きびが鼻の埋立地護岸における河部水産作業場と南側住宅との敷地の境界

// 2 // 6 丁目呉市宮大崎住宅南側護岸南西角

// 3 // 大浦崎南端

ア 1 から音戸町池田の鼻南東端を見通す線上 160 メートルの所

イ 2 から音戸町赤石鼻を見通す線上 150 メートルの所

ウ 3 から音戸町先奥と倉橋町長谷との海岸線における境界（堤川河口中央）を見通す線上 110 メートルの所

エ //
// 850 メートルの所

オ 2 から赤石鼻を見通す線上 800 メートルの所

カ // 234 度 760 メートルの所

キ // 400 メートルの所

ク 1 から池田の鼻南東端を見通す線上 400 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先

- | | | |
|---|-----------------------|--------|
| | トルの所 | |
| カ | 〃 | 600 メー |
| | トルの所 | |
| キ | 3 から 302 度 820 メートルの所 | |
| ク | 〃 280 度 685 メートルの所 | |
| ケ | 〃 299 度 310 メートルの所 | |
- 3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第253号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見赤崎地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によつて囲まれた区域

- | | |
|-------|------------------------------|
| 基 点 1 | 音戸町赤崎鼻の埋立地南角 |
| 〃 2 | 〃 赤石鼻 |
| ア | 1から呉市倉橋町弁天島東端を見通す線上330メートルの所 |
| イ | 〃 142度340メートルの所 |
| ウ | 〃 120度220メートルの所 |
| エ | 2から倉橋町鈴鹿島の高を見通す線上200メートルの所 |
| オ | 〃 680メートルの所 |
| カ | 1から弁天島東端を見通す線上520メートルの所 |

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第254号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|-----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町畑区西新開地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によつて囲まれた区域

- | | |
|-------|-----------------------|
| 基 点 1 | 音戸町畑区太田川河口右岸角 |
| 〃 2 | 〃 左岸角から護岸沿い東へ20メートルの所 |

- // 3 // 赤崎鼻の埋立地南角
 ア 1 から呉市倉橋町江の浦西埋立地護岸東角を見通す線上 150 メートルの所
 イ 2 から 159 度 130 メートルの所
 ウ // の線と 3 から音戸町奥の内有清の船だまり防波堤の付け根から南東へ 2 番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ 87 メートルの所）を見通す線との交点
 エ 1 から江の浦西埋立地護岸東角を見通す線と 3 から有清の船だまり防波堤付け根から南東へ 2 番目の防波堤角（防波堤東側付け根から防波堤沿い南東へ 87 メートルの所）を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町渡子地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
 基 点 1 音戸町渡子 3 丁目新井川河口右岸角
 // 2 1 から護岸沿い東へ 30 メートルの所
 ア 1 から護岸に直角に 10 メートルの所
 イ // 30 メートルの所
 ウ 2 から護岸に直角に 30 メートルの所
 エ // 10 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町（ただし、早瀬、田原を除く。）

1 公示番号 区第 2 5 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町波多見地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 音戸町波多見7丁目5番の埋立地西側付け根から護岸沿い西へ
40メートルの所
- 〃 2 〃
10メートルの所
- ア 1から呉市倉橋町トロブ山の高(207メートル)を見通す線上5
メートルの所
- イ 2からトロブ山の高(207メートル)を見通す線上5メートルの
所
- ウ 〃 40メートル
の所
- エ 1からトロブ山の高(207メートル)を見通す線上40メートル
の所

3 地元地区 呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

1 公示番号 区第257号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町波多見田ノ浦地先

漁場の区域 次のアイを距岸20メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結
んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1 音戸町池田の鼻護岸階段北側付け根から護岸沿い北西へ30メー
トルの所

〃 2 〃 波多見小学校埋立地の西側付け根から護岸沿い西へ52メ
ートルの所

ア 1とウを結ぶ線と距岸20メートルの線との交点

イ 2から呉市阿賀町小情島北端を見通す線と距岸20メートルの線
との交点

ウ 〃 線上80メートルの所

エ 1から波多見小学校西側の埋立地西側付け根を見通す線上240メ
ートルの所

3 地元地区 呉市音戸町(ただし、早瀬、田原を除く。)

1 公示番号 区第258号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町畑区地先
- 漁場の区域 次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エオ, オアの4直線とによって囲まれた区域。ただし, 太田川に通じる幅員 20 メートルの区域を除く。
- | | | |
|-----|---|-------------------------------------|
| 基 点 | 1 | 音戸町畑区太田川河口右岸角から護岸沿い西へ250メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 赤崎鼻の北側埋立地北側付け根から護岸沿い北西へ 10 メートルの所 |
| 〃 | 3 | 〃 北西角 |
| ア | | 1 から護岸に直角に引いた線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| イ | | 2 から護岸に直角に引いた線と距岸 10 メートルの線との交点 |
| ウ | | 3 から埋立地北西側護岸に直角に 10 メートルの所 |
| エ | | 〃 282 度 210 メートルの所 |
| オ | | 1 から護岸に直角に 50 メートルの所 |

- 3 地元地区 呉市音戸町 (ただし, 早瀬, 田原を除く。)

- 1 公示番号 区第259号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|----------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | 魚類小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- | | | |
|-----|---|--|
| 基 点 | 1 | 音戸町波多見6丁目広島県立水産海洋技術センター敷地護岸北西角から護岸沿い西へ45メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 南東へ40メートルの所 |
| 〃 | 3 | 〃 護岸南角 |
| ア | | 1 から呉市阿賀町小情島の高を見通す線と2から音戸町池田の鼻北東端を見通す線との交点 |
| イ | | 〃 3 から池田の鼻南東端を見通す線との交点 |
| ウ | | 3 から池田の鼻南東端を見通す線上 175 メートルの所 |

- エ 2から池田の鼻北東端を見通す線上 115 メートルの所
- 3 地元地区 呉市音戸町（ただし，早瀬，田原を除く。）
- 1 公示番号 区第260号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市音戸町波多見大浦崎地先
- 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 音戸町波多見6丁目呉市営大崎住宅西側の埋立地北側付け根から護岸沿い北へ50メートルの所
- 〃 2 〃 南側護岸西角
- ア 1から音戸町赤石鼻を見通す線上50メートルの所
- イ 2から赤石鼻を見通す線上20メートルの所
- ウ 〃 70メートルの所
- エ 1から赤石鼻を見通す線上100メートルの所
- 3 地元地区 呉市音戸町（ただし，早瀬，田原を除く。）
- 1 公示番号 区第261号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市音戸町田原猿ヶ鼻地先
- 漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 猿ヶ鼻のカーブミラーから護岸沿い東へ132メートルの所（排水口中央）
- 〃 2 〃 田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角
- ア 1から江田島市江田島町海上自衛隊呉補給所貯油所飛渡瀬支所見張台護岸南角を見通す（314度）線上320メートルの所
- イ 〃 〃 160メートルの所
- ウ 2から江田島町秀崎を見通す（296度）線上100メートルの所
- エ 〃 〃 280メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第262号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原下大田地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原1丁目11番と12番の境の水路中央

〃 2 〃 田原2丁目1番の北側の埋立地南西角

ア 1から江田島市江田島町秀崎を見通す(298度)線上290メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ 2から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(274度30分)線上120メートルの所

エ 〃 340メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第263号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 音戸町田原2丁目1番の南側の埋立地北西角から護岸沿い南へ23メートルの所

〃 2 〃 田原漁港北側新防波堤の北側付け根(かき殻堆積場エプロンとの西側付け根)

ア 1から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す(276度)線上360メートルの所

- // 2 1から護岸沿い南へ130メートルの所
 ア 1から音戸町田原1丁目11番かき組合共有埋立地南西角を見通す(207度30分)線と距岸10メートルの線との交点
 イ //
 // 2から江田島市江田島町秀崎を見通す線との交点
 ウ 2から秀崎を見通す線と距岸10メートルの線との交点
 3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第266号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1	音戸町田原2丁目1番の北側の埋立地南西角
// 2	// 南側の埋立地北西角
ア	1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2から1を見通す線と距岸5メートルの線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第267号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町田原俵石地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸3メートルで結んだ線とウエ, エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域

基 点 1	音戸町田原2丁目田原保育所埋立地護岸南西角
// 2	// 南東角(石垣護岸との交点)
// 3	// 土井川河口右岸角
ア	1から音戸町田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ20メ

- イ 一トルの所を見通す線上 5 メートルの所
2 から江田島市大柿町柿浦小学校体育館南角を見通す (284 度 30 分) 線と距岸 3 メートルの線との交点
- ウ 3 から大柿町引島南端を見通す (269 度) 線と距岸 3 メートルの線との交点
- エ // 1 から田原漁港北側新防波堤の曲がり角から北東へ 20 メートルの所を見通す線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第 2 6 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市音戸町田原地先
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸 45 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 音戸町田原 3 丁目吉ヶ谷川河口右岸スベリ北側付け根から護岸沿い北東へ 25 メートルの所
// 2 // 左岸角から護岸沿い南西へ 75 メートルの所 (田原造船所敷地北角から護岸沿い北東へ 5 メートルの所)

ア 1 から江田島市大柿町柿浦中国電力(株)大柿変電所敷地東側護岸の北東角を見通す (305 度 30 分) 線と距岸 45 メートルの線との交点

イ // // 5 メートルの線との交点

ウ 2 から大柿町引島北側灯台を見通す (298 度) 線と距岸 5 メートルの線との交点

エ // 45 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第269号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町大泊新開地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大泊新開東角から護岸沿い西へ85メートルの所

〃 2 〃 5メートルの所

ア 1から護岸に直角に5メートルの所

イ 2から護岸に直角に5メートルの所

ウ 〃 70メートルの所

エ 1から護岸に直角に70メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町田原

1 公示番号 区第270号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町早瀬流田地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 音戸町田原3丁目ホーシ鼻(宝石)

〃 2 〃 早瀬1丁目下流田の小川河口右岸埋立地北東角(道路との接点)から護岸沿い北東へ48メートルの所(階段の南側付け根)

ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側の埋立地南東側付け根を見通す(272度)線上250メートルの所

イ 〃
〃 80メートルの所

ウ 2から南城鼻北側の埋立地南東付け根を見通す(284度)線上110メートルの所

エ 〃
290メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第271号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町早瀬藤の脇地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 音戸町早瀬3丁目鳥ヶ首南側護岸と県道護岸との接点から護岸沿い西へ66メートルの所

〃 2 〃 藤脇藤脇造船所棧橋付け根の護岸南角

ア 1から154度390メートルの所

イ 〃 100メートルの所

ウ 2から187度50メートルの所

エ 〃 280メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第272号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市音戸町ホーシ鼻地先

漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基点 1 田原3丁目ホーシ鼻(宝石)から護岸沿い南へ11メートルの所(ヒューム管中央)

〃 2 1から護岸沿い南へ42メートルの所(ホーシ鼻南側の道路護岸パラペット北端)

ア 1から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す(273度)線と距岸30メートルの線との交点

イ 〃

〃 5メートルの線との交点

ウ 2から南城鼻北側埋立地南東付け根を見通す(275度30分)線と距岸5メートルの線との交点

- 〃 2 〃 砲台山山林道入口前の護岸北端（カーブミラーの所）
- 〃 3 サタメの埋立地北側付け根から護岸沿い北へ 60 メートルの所
- ア 1 から江田島市大柿町南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（290 度）線上 30 メートルの所
- イ 〃 ウを見通す線上 5 メートルの所
- ウ 2 から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（293 度 30 分）線と距岸 5 メートルの線との交点
- エ 3 から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（302 度）線と距岸 5 メートルの線との交点
- オ 〃 線上 40 メートルの所
- カ 2 から南城鼻北側埋立地南東側付け根を見通す（293 度 30 分）線上 40 メートルの所

3 地元地区 呉市音戸町早瀬

1 公示番号 区第 2 7 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町本浦地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町本浦シャミセン岩南側護岸付け根から護岸沿い南へ 16 メートルの岩の先端
- 〃 2 〃 影の浦北の鼻（シャミセン岩から南へ 4 つ目の護岸排水口から北へ 30 メートルの所）
- ア 1 から倉橋町本浦桂ヶ浜トンネル入口を見通す線上 80 メートルの所
- イ 〃 150 メートルの所
- ウ 2 から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上 110 メートルの所
- エ 〃 40 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町本浦

1 公示番号 区第276号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町本浦地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	倉橋町本浦影の浦すべり北側付け根から南へ45メートルの所(岩)	
〃 2	倉橋町本浦ドンガメ岩の鼻	
ア	1から倉橋町本浦桂ヶ浜東端を見通す線上25メートルの所	
イ	〃 95メートルの所	
ウ	2から倉橋町長串鼻西側中央のツブセ岩を見通す線上95メートルの所	
エ	〃 25メートルの所	

3 地元地区 呉市倉橋町本浦

1 公示番号 区第277号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市倉橋町重生地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域	
基 点 1	倉橋町重生田の尻鼻	
〃 2	〃 西防波堤西側付け根	
ア	1から江田島市大柿町柿木鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点	
イ	〃 線上50メートルの所	
ウ	2から大柿町一本松山の標高304メートルの山の高(三角点)を見通す線上150メートルの所	

エ //
// 線と距岸 10 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第 2 7 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町重極地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町重極小串の鼻の南西の鼻

// 2 // 出島の鼻

ア 1 から倉橋町重極湾口西の鼻北端を見通す線上 300 メートルの所

イ // 180 メートルの所

ウ 2 から倉橋町重極奥の錨地西鼻を見通す線上 50 メートルの所

エ // 280 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第 2 7 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第 1 種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町重極, 鳴滝, 光ヶ瀬地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキを結んだ 6 直線とキアを距岸 20 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町重極小串の鼻

// 2 // 鳴滝かき殻一時堆積場西の埋立地北東護岸と県道との接点

// 3 // 昭和石材興業埋立地護岸北東角 (道路護岸との接点)

// 4 // 光ヶ瀬川本水産護岸北西角から護岸沿い東へ 9 メートルの所

ア 1 から 321 度の線と距岸 20 メートルの線との交点

イ 3 から江田島市大柿町長瀬鼻から東へ 1 番目の鼻を見通す (338 度) 線上 300 メートルの所

- ウ 4 から 347 度 237 メートルの所
- エ // 110 メートルの所
- オ 3 から長瀬鼻から東へ 1 番目の鼻を見通す (338 度) 上 100 メートルの所
- カ 3 から 2 を見通す線上 20 メートルの所
- キ 2 から 3 を見通す線と距岸 20 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬, 本浦

1 公示番号 区第 2 8 0 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|-----------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町宇和木地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角
- // 2 // 角
- ア 1 から呉市音戸町藤脇西側防波堤西側付け根を見通す線上 215 メートルの所
- イ // 480 メートルの所
- ウ 2 から呉市音戸町明德中学校南東側の N T T ドコモ音戸藤脇基地局中継塔 (18 度 30 分) を見通す線上 480 メートルの所
- エ // 230 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町本浦, 光ヶ瀬

1 公示番号 区第 2 8 1 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町重極地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイアを距岸 10 メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町重極奥の錨地西鼻から北へ1番目の鼻
 " 2 " 奥のだんご岩から護岸沿い南へ37メートルの所（排水口）
 ア 1から2を見通す線と距岸10メートルの線との交点
 イ 2から1を見通す線と距岸10メートルの線との交点
- 3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬，本浦

1 公示番号 区第282号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町宇和木地先
 漁場の区域 次のアイ，イウを結んだ2直線とウアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町宇和木大白明川河口左岸側埋立地北側護岸の北西角
 " 2 " 大白明川河口右岸の新開の護岸と県道護岸との交点から県道護岸沿い北へ9メートルの所（排水口）
 ア 1から呉市音戸町藤脇西側防波堤突端を見通す線上10メートルの所
 イ " と2から宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線との交点
 ウ 2から宇和木西側埋立地防波堤南側付け根を見通す線上10メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町光ヶ瀬，本浦

1 公示番号 区第283号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 ひじき養殖業 10月1日から翌年6月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町宇和木地先
 漁場の区域 次のアイ，ウエ，エアを結んだ3直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町大向東側防波堤先端
 " 2 " 付け根から南へ167メートルの所（スベリ

- 北側)
- 〃 3 〃 510メートルの所
- ア 1から鍋島東端を見通した線と2から270度の線との交点
- イ 2から270度の線上10メートルの所
- ウ 3から270度の線上10メートルの所
- エ 3から270度の線と1から鍋島東端を見通した線との交点
- 3 地元地区 呉市倉橋町大向
- 1 公示番号 区第284号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町弁天島地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウ4, 4エ, エオ, オアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町長谷船だまり防波堤東側曲がり角(パラペット東端)
- 〃 2 〃 弁天島南西端
- 〃 3 〃 東端
- 〃 4 〃 長谷立石の鼻の沖の岩
- 〃 5 〃 長谷新開船磯鼻
- ア 1から2を見通す線上50メートルの所
- イ 2から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点
- ウ 3から4を見通す線と距岸50メートルの線との交点
- エ 4から立石の鼻を見通す線上50メートルの所
- オ 5から2を見通す線上150メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 長谷
- 1 公示番号 区第285号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 呉市倉橋町弁天島地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点	1	倉橋町長谷立石の鼻から海岸沿い東へ 55 メートルの所	
〃	2	〃 鷺の巣東の鼻北端	
ア		1 から呉市音戸町赤崎東方の高 (92 メートル) を見通す線上 100 メートルの所	
イ		〃	460
		メートルの所	
ウ		2 から音戸町池田鼻を見通す線上 440 メートルの所	
エ		〃	80
		メートルの所	

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立, 長谷

1 公示番号 区第 2 8 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町トロブ地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ 3 直線とエオを距岸 80 メートルで結んだ線とオカを結んだ直線とカキを距岸 30 メートルで結んだ線とキクを結んだ直線とクケを距岸 30 メートルで結んだ線とケコを結んだ直線とコサを距岸 50 メートルで結んだ線とサアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点	1	倉橋町江の浦東の鼻東端	
〃	2	〃 鷺の巣東の鼻北端	
〃	3	〃 朝網網代北の鼻北東端	
〃	4	〃 トロブ湾奥西側の北へ 1 番目の鼻東端	
〃	5	〃 東側の北へ 2 番目の鼻西端	
〃	6	〃 トロブ堤西の鼻西端	
〃	7	〃 北端	
〃	8	〃 鈴鹿島北の岩北端	
ア		2 から呉市音戸町池田鼻を見通す線と 1 から呉市阿賀町小情島北端を見通す線との交点	
イ		3 から音戸町波多見元谷山の高 (136 メートル) を見通す線と 1 から小情島北端を見通す線との交点	
ウ		8 から 1 を見通す線上 50 メートルの所	
エ		7 から小情島南端を見通す線と距岸 80 メートルの線との交点	
オ		6 から 3 を見通す線と距岸 80 メートルの線との交点	

カ	〃	30メートルの線との交点
キ	5から4を見通す線と距岸30メートルの線との交点	
ク	4から5を見通す線と距岸30メートルの線との交点	
ケ	3から6を見通す線と距岸30メートルの線との交点	
コ	〃	元谷山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点
サ	2から池田鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点	

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第287号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町脇田，塩屋，先田地先
 漁場の区域 次のアイを距岸50メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエオ，オカ，カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1	倉橋町池の浦北側の鼻東端
〃 2	〃 脇田護岸南詰から護岸沿い北へ105メートルの一番目の階段南側付け根
〃 3	先田先田川河口暗渠中央
〃 4	倉橋町おはなの鼻東端
〃 5	〃 塩屋の北の鼻南端

ア 1から呉市広小坪白岳山の高を見通す線と距岸50メートルの線との交点

イ 2から3を見通す線と距岸50メートルの線との交点

ウ 3から2を見通す線と距岸50メートルの線との交点

エ 4から倉橋町大尻郷西の鼻を見通す線と距岸50メートルの線との交点

オ 〃 5から倉橋町洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線との交点

カ 5から洲の崎荷揚場埋立地護岸北角を見通す線と1から白岳山の高を見通す線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町室尾，尾立

1 公示番号 区第288号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|--|--|
| 漁場の位置 | 呉市倉橋町洲の崎地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 倉橋町洲の崎岡本水産かき作業場護岸北角(かき殻堆積場南西角) | |
| 〃 2 | 〃 荷揚場棧橋南側付け根から護岸沿い南へ32メートルの所 | |
| 〃 3 | 〃 南西角 | |
| 〃 4 | 〃 北東角 | |
| ア | 1から倉橋町納防波堤付け根から防波堤沿い南へ70メートルの所(2番目の曲がり角)を見通す線上50メートルの所 | |
| イ | 〃
〃 190メートルの所 | |
| ウ | 4から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上150メートルの所 | |
| エ | 〃 線上20メートルの所 | |
| オ | 2から護岸に直角の線とエから4と3を結んだ線と平行に引いた線との交点 | |
| カ | 2から護岸に直角に20メートルの所 | |

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第289号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-----------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|---|--|
| 漁場の位置 | 呉市倉橋町飛路井地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウを結んだ2直線とウエを距岸50メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 倉橋町おはなの鼻南端 | |
| 〃 2 | 〃 洲の崎荷揚場埋立地東側付け根(カーブミラーから護岸沿い西へ3メートルの所) | |
| 〃 3 | 〃 小尻郷西の鼻(カーブミラー) | |
| ア | 1から倉橋町大尻郷西の鼻北端を見通す線と2から呉市阿賀町情 | |

- トルの所
- イ // 200 メー
- トルの所
- ウ 2 から明神山の鼻南端を見通す線上 200 メートルの所
- エ // 160 メートルの所
- 3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 鹿老渡

1 公示番号 区第292号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町大江地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ80メートルの所

// 2 // 180メートルの所

ア 1 から呉市音戸町先奥老人集会所東側護岸南東角(カーブミラー)を見通す線上10メートルの所

イ //

// 90メートルの所

ウ 2 から護岸に直角に85メートルの所

エ // 10メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 長谷

1 公示番号 区第293号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市倉橋町大江地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 倉橋町大江川河口右岸角から護岸沿い東へ193メートルの所

// 2 // 272メートルの所

ア 1 から護岸に直角に10メートルの所

- イ " 40メートルの所
- ウ 2から護岸に直角に40メートルの所
- エ " 10メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 長谷

1 公示番号 区第294号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町長谷地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オアを結んだ5直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町長谷船磯鼻北西端
- " 2 " 北東端(1から海岸沿い東へ53メートルの所)
- " 3 4から海岸沿い南西へ50メートルの所
- " 4 倉橋町弁天向の鼻
- ア 1から倉橋町弁天島西端を見通す線上20メートルの所
- イ " 線と4から倉橋町長谷倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点
- ウ 3から弁天島東端を見通す線と4から倉橋マリンパーク建物北端を見通す線との交点
- エ " 線上15メートルの所
- オ 2から弁天島東端を見通す線上13メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 長谷

1 公示番号 区第295号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
- 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町トロブ地先
- 漁場の区域 次のアウ, ウイを結んだ2直線とイアを距岸5メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 倉橋町トロブ湾奥西側の北へ1番目の鼻東端
- " 2 " 東側の北へ2番目の鼻西端

- ア 1 から 2 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
- イ 2 から 1 を見通す線と距岸 5 メートルの線との交点
- ウ // トロブ湾奥東側の北へ 1 番目の鼻を見通す線上 90 メートルの所

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立

1 公示番号 区第 2 9 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第 1 種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市倉橋町先田地先
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 10 メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエオを距岸 50 メートルで結んだ線とオカ、カアを結んだ 2 直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 倉橋町脇田コンクリート護岸南詰め (池浦北側の鼻の付け根) から護岸沿い北へ 118 メートルの排水口
 // 2 // 猿田水路の東側護岸北東角 (スベリの北側付け根) から護岸沿い南へ 40 メートルの所
 // 3 // 脇田脇田橋左岸下流側付け根から護岸沿い東へ 43 メートルの所
 // 4 // 先田先田川河口暗渠中央から護岸沿い南西へ 70 メートルの所
 // 5 // おはなの鼻南端

- ア 2 から倉橋町小尻郷西の鼻 (カーブミラー) を見通す線上 25 メートルの所
 イ 3 からアを見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
 ウ 5 から倉橋町ひとこしきの鼻東端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
 エ // 50 メートルの線との交点
 オ 4 から 1 を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点
 カ // 2 から小尻郷西の鼻を見通す線との交点

3 地元地区 呉市倉橋町室尾, 尾立

1 公示番号 区第 2 9 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|--|---|
| 漁場の位置 | 呉市倉橋町洲の崎地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 倉橋町洲の崎清原養魚場埋立地護岸の北西角から護岸沿い南へ40メートルの所 | |
| 〃 2 | 〃 | 荷揚場埋立地護岸南側付け根から護岸沿い南へ108メートルの所(パラペット切目) |
| 〃 3 | 〃 | 50メートルの所 |
| ア | 1から倉橋町ひとこしきの鼻大岩を見通す線と距岸10メートルの線との交点 | |
| イ | 〃 | 線上50メートルの所 |
| ウ | 2から283度40メートルの所 | |
| エ | 3から倉橋町おはなの鼻南端を見通す線上50メートルの所 | |
| オ | 〃 | 線と距岸10メートルの線との交点 |

3 地元地区 呉市倉橋町室尾

1 公示番号 区第298号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|------------|----------------|
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |
- (2) 漁場の位置及び区域
- | | | |
|-------|--|----------|
| 漁場の位置 | 呉市倉橋町大尻郷地先 | |
| 漁場の区域 | 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域 | |
| 基 点 1 | 倉橋町大尻郷米沢忠栄かき作業場荷揚げリフト付け根から護岸沿い北へ18メートルの所 | |
| 〃 2 | 1から海岸沿い北へ117メートルの所 | |
| ア | 1から289度30分10メートルの所 | |
| イ | 〃 | 45メートルの所 |
| ウ | 2から287度45メートルの所 | |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市下蒲刈町宇都迫地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点 1	下蒲刈町芋城の鼻
〃 2	〃 大地蔵西防波堤北西埋立地南側付け根の階段東側付け根の南側パラペット西端
ア	1から下蒲刈町上黒島北端(オシアゲの鼻)を見通す線上200メートルの所
イ	〃 50メートルの所
ウ	2から下蒲刈町牛ヶ首を見通す線上50メートルの所
エ	〃 200メートルの所

3 地元地区 呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

1 公示番号 区第305号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市蒲刈町向福泊地先
漁場の区域	次のアイを結んだ直線とイウを距岸50メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	蒲刈町向福泊の浜の東端の鼻(カーブミラー)
〃 2	〃 白崎鼻北西端(カーブミラー)
ア	1から呉市川尻町女猫島の灯台を見通す線上120メートルの所
イ	〃 線と距岸50メートルの線との交点
ウ	2から女猫島の灯台を見通す線と距岸50メートルの線との交点
エ	〃 線上120メートルの所

3 地元地区 呉市下蒲刈町, 蒲刈町向

1 公示番号 区第306号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名称	時期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|---|
| 漁場の位置 | 呉市天応大浜 3 丁目地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 呉市天応大浜 3 丁目天応浄化センター西側護岸 (天応第 1 期埋立地) 北西角 (内角) |
| 〃 2 | 〃
〃 南西角から護岸沿い北西へ 40 メートルの所 |
| ア | 1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上 620 メートルの所 |
| イ | 〃
320 メートルの所 |
| ウ | 2 から江田島町一ツ小島を見通す線上 310 メートルの所 |
| エ | 〃
610 メートルの所 |
- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条 1 ~ 4 丁目, 天応大浜 1・2 丁目, 天応東久保 1・2 丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

1 公示番号 区第 3 0 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 漁場の位置 | 呉市汐見町地先 |
| 漁場の区域 | 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域 |
| 基 点 1 | 汐見町船だまり北側の埋立地北西角 (宅垣内川河口左岸角) |
| 〃 2 | 呉市梅木町 1 番の埋立地南西角から護岸沿い北へ 72 メートルの所 |
| ア | 1 から江田島市江田島町二ツ小島を見通す線上 630 メートルの所 |
| イ | 〃
330 メートルの所 |
| ウ | 2 から 270 度 300 メートルの所 |
| エ | 〃
600 メートルの所 |
- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条 1 ~ 4 丁目, 天応大浜 1・2 丁目, 天応東久保 1・2 丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

1 公示番号 区第 3 0 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第 1 種区画漁業 | かき筏垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市狩留賀町地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 呉市吉浦町吉浦漁業協同組合かき殻堆積場エプロン南側付け根から護岸沿い南へ80メートルの所
" 2 狩留賀町3番の埋立地の北側の護岸階段北側付け根から護岸沿い北へ15メートルの所
- ア 1から江田島市江田島町一ツ小島中国化薬荷揚護岸北角を見通す(264度)線上470メートルの所
イ " " 270メートルの所
ウ 2から264度100メートルの所
エ " 300メートルの所
- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東久保1・2丁目, 天応南町, 天応宮町, 汐見町, 大山町

1 公示番号 区第309号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき杭打式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市天応大浜2丁目地先
漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ, ウアを結んだ2直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 天応大浜3丁目埋立地南東側付け根から護岸沿い西へ60メートルの所
" 2 " 2丁目船だまり北側防波堤西側付け根から護岸沿い北へ41メートルの所
- ア 1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ 2から天応大浜3丁目埋立地南西角を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ 1から天応大浜2丁目船だまり南側防波堤突端中央を見通す線と2から天応大浜3丁目埋立地南西角を結ぶ線との交点
- 3 地元地区 呉市天応伝十原町, 天応西条1~4丁目, 天応大浜1・2丁目, 天応東

久保1・2丁目，天応南町，天応宮町，汐見町，大山町

1 公示番号 区第310号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市若葉町大麗女島地先

漁場の区域 次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 若葉町海上保安大学校南側突堤南側付け根から護岸沿い西へ134メートルの所

〃 2 〃 練習船棧橋西側付け根

〃 3 吉浦町豆倉鼻

〃 4 吉浦町シビトノ鼻

ア 1から249度230メートルの所(基点1から江田島市江島町秋月秀の鼻を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点)

イ 〃 455メートルの所(〃 基点4から大麗女島西端を見通す線との交点)

ウ 2から249.5度580メートルの所(基点2から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点4から大麗女島西端を見通す線との交点)

エ 〃 350メートルの所(基点2から江田島市江島町秋月弾薬庫北東の斜路東側突堤南東端を見通す線と基点3から大麗女島東端を見通す線との交点)

3 地元地区 呉市天応福浦町，天応伝十原町，天応西条1～4丁目，天応大浜1・2丁目，天応東久保1・2丁目，天応南町，天応宮町，天応塩谷町，汐見町，弥生町，梅木町，大山町，狩留賀町，長谷町，吉浦上城町，吉浦松葉町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦宮花町，吉浦本町1～3丁目，吉浦中町1～3丁目，吉浦東本町1～4丁目，吉浦新町1・2丁目，吉浦新出町，吉浦神賀町，吉浦東町，吉浦潭鼓町，吉浦池ノ浦町，晴海町，新宮町，瀬戸見町，若葉町，海岸1～4丁目，東川原石町，西川原石町，西塩屋町，東塩屋町，両城1・2丁目，三条1～4丁目，東愛宕町，西三津田町，山手1・2丁目，西中央1～5丁目，

中央1～7丁目，東中央1～4丁目，西惣付町，朝日町，和庄登町，
宮原1～13丁目，棚田町，焼山町，押込，郷原

1 公示番号 区第311号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀南一文字防波堤地先	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	呉市広多賀谷4丁目埋立地護岸南西角	
〃 2	〃 阿賀南7丁目阿賀マリノポリス埋立地南東側防波堤の東側付け根から防波堤沿い南西へ310メートルの所	
ア	1から209度1,030メートルの所	
イ	〃 196度1,120メートルの所	
ウ	2から呉市下蒲刈町下黒島南端を見通す(141度)線上935メートルの所	
エ	〃 660メートルの所	

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第312号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市阿賀町情島地先	
漁場の区域	次のアイ，イウ，ウエ，エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	情島高山の鼻(情島家村の北の鼻から北へ2番目の鼻)	
〃 2	〃 北端から南西へ1番目の鼻	
ア	1から呉市音戸町大浦崎北東端(亀の浦鼻)を見通す(311度30分)線上100メートルの所	
イ	〃 300メートルの所	

ウ 2から音戸町波多見5丁目の埋立地北東角を見通す線上270メートルの所

エ // 70メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第313号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀町小情島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基点 1 小情島北端から南東へ一番目の鼻

// 2 // 北端

ア 1から呉市阿賀町三津峰山の高を見通す(357度)線上570メートルの所

イ // 200メートルの所

ウ 2から295度290メートルの所

エ // 299度310メートルの所

オ // 280度685メートルの所

カ // 300度800メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第314号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南1丁目地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ7直線によって囲まれた区域

基点 1 阿賀南1丁目護岸南東角

// 2 1から護岸沿いに北西へ89メートルの所

- // 3 広多賀谷3丁目広浄化センターと呉市東部処理場の間の道路の中央線の西への延長線と護岸の交点から護岸沿い北西へ18メートルの所
 // 4 // // 南東へ100メートルの所
 ア 2から207度240メートルの所
 イ // 10メートルの所
 ウ 1から206度10メートルの所
 エ 3からウを見通す線上210メートルの所
 オ 4から阿賀南5丁目旧フェリー乗り場東角を見通す線上218メートルの所
 カ 1から206度140メートルの所
 キ // 240メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第315号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 名称 時期
 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市阿賀南8丁目大入地先
 漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域
 基 点 1 阿賀南8丁目駿河かき殻堆積場通路北側付け根から護岸沿い北東へ105メートルの所
 // 2 // 大入船だまり西側防波堤の南側付け根から防波堤沿い南東へ34メートルの曲がり角
 ア 1から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
 イ 2から下蒲刈町下黒島西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
 ウ // 線上50メートルの所
 エ 1から尾ノ鼻を見通す線上30メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第316号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南7丁目地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエを結んだ3直線とエアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 阿賀南7丁目3の1番地前の暗渠南端から護岸沿い南西へ69メートルの所

〃 2 呉市阿賀マリノポリス埋立地北側護岸の西から1番目の暗渠西端から護岸沿い北西へ45メートルの所

ア 1から呉市阿賀南一文字防波堤南西端の燈火を見通す線と距岸10メートルの線との交点

イ 〃 線上138メートルの所

ウ 2から呉市広小坪下猫崎南端を見通す線上100メートルの所

エ 〃 線と距岸10メートルとの線との交点

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第317号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南1丁目, 2丁目地先

漁場の区域 次のアイを阿賀南2丁目南側護岸及び埋立地予定地西側の捨石から5メートルで結んだ線とイウ, ウエ, エアを結んだ3直線とによって囲まれた区域。ただし, オ及びカを中心とする直径10.5メートルの円によって囲まれた2区域を除く。

基 点 1 阿賀南3丁目護岸南西角から護岸沿い東へ125メートルの所

〃 2 1から166度560メートルの所

〃 3 〃 の線と阿賀南1丁目護岸南東角から206度の線との交点

ア 1から2を見通す線と距岸5メートルの線との交点

- イ 3から2を見通す線上5メートルの所
- ウ イから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所
- エ アから1と3を結んだ線に直角(256度)に西へ50メートルの所
- オ 1から157度441.9メートルの所
- カ 1から170度430.7メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第318号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南一文字防波堤地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿賀南一文字防波堤西側の燈火
- 〃 2 〃 東側の燈火
- ア 1から339度20メートルの所
- イ 〃 120メートルの所
- ウ 2から339度120メートルの所
- エ 〃 20メートルの所

3 地元地区 呉市阿賀南1～9丁目

1 公示番号 区第319号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月20日から翌年3月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南一文字防波堤地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- 基 点 1 阿賀南一文字防波堤西側の燈火
- 〃 2 〃 東側の燈火
- ア 1から159度170メートルの所

- | | | | |
|---|---|---|------------------------------|
| 〃 | 2 | 〃 | 広長浜4丁目長浜小学校敷地中央南側護岸角南端 |
| ア | | 1 | から呉市倉橋町亀ヶ首東端を見通す線上 330メートルの所 |
| イ | | 2 | から亀ヶ首東端を見通す線上 330メートルの所 |
| ウ | | 〃 | 590メートルの所 |
| エ | | 1 | から亀ヶ首東端を見通す線上 590メートルの所 |

3 地元地区 呉市広小坪, 阿賀南

1 公示番号 区第322号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市阿賀南1丁目地先(黒瀬川)
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

- | | | |
|-----|---|---------------------------|
| 基 点 | 1 | 阿賀南1丁目南東角 |
| 〃 | 2 | 〃 黒瀬川虹村大橋右岸下流側1番目の階段北側付け根 |
| ア | | 1から114度90メートルの所 |
| イ | | 〃 15メートルの所 |
| ウ | | 2から114度14メートルの所 |
| エ | | 〃 60メートルの所 |

3 地元地区 呉市広小坪, 阿賀南

1 公示番号 区第323号

2 免許の内容たるべき事項

- | | | |
|----------|------------|----------------|
| (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
| 第1種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広多賀谷2丁目地先(黒瀬川)
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域。ただし, オカ, カキ, キク, クオを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。

- | | | |
|-----|---|---|
| 基 点 | 1 | 呉市広多賀谷1丁目黒瀬川県工業用水管橋の左岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ3メートルの所 |
| 〃 | 2 | 〃 広多賀谷3丁目南西角の旧護岸角(広多賀谷4丁目埋立地護岸との境界) |

〃	3	呉市阿賀南1丁目黒瀬川県工業用水管橋の右岸下流側付け根の防潮扉南端から護岸沿い南へ6メートルの所
〃	4	〃 上流側付け根から堤防沿い北へ1番目の金属標
ア		1から3を見通す線上65メートルの所
イ		〃 15メートルの所
ウ		2から286度15メートルの所
エ		〃 65メートルの所
オ		4から150.46度242メートルの所
カ		〃 149.55度247メートルの所
キ		〃 151.22度252メートルの所
ク		〃 152.14度247メートルの所

3 地元地区 呉市広小坪, 阿賀南

1 公示番号 区第324号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市広小坪1丁目地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基 点 1	広小坪1丁目沖の離岸堤東端から西へ45メートルの所
〃 2	〃 西側の船だまり西側防波堤西側付け根から護岸沿い西へ200メートルの所
ア	1から195度80メートルの所
イ	〃 280メートルの所
ウ	2から195度380メートルの所
エ	〃 180メートルの所

3 地元地区 呉市広小坪

1 公示番号 区第325号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広小坪2丁目地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
 基 点 1 広小坪1丁目下猫崎東側埋立地東側付け根から道路護岸沿い東へ30メートルの所
 " 2 " 220メートルの所
 ア 1から204度40メートルの所
 イ " 140メートルの所
 ウ 2から204度140メートルの所
 エ " 40メートルの所

3 地元地区 呉市広小坪

1 公示番号 区第326号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで
	あさり垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市広長浜3丁目地先
 漁場の区域 次の4ア、アイ、イ3を結んだ3直線と長浜港西側船だまり離岸堤とによって区域。ただし、離岸堤沿い北側2メートルの区域を除く。
 基 点 1 長浜港西側船だまり北防波堤南端から防波堤沿い北東へ10メートルの所
 " 2 " 東側付け根から護岸沿い南東へ29メートルの所
 " 3 離岸堤東側北端
 " 4 離岸堤西側北端
 ア 長浜港西側船だまり東防波堤南端と長浜港西側船だまり西防波堤南側突端を結ぶ直線と2から4を見通す線との交点
 イ " 1から3を見通す線との交点

3 地元地区 呉市広長浜、広小坪、広末広、広本町、広白岳、広白石、広大新開、広中新開、広古新開、広駅前、広三芦、広塩焼、広町田、広吉松、広横路、広大広、阿賀、郷原町、下蒲刈、安浦、東広島市黒瀬、西条町

- ア 基点1から仁方漁業協同組合共同作業所棧橋付根を見通す線上
40メートルの地点
- イ //
- ウ 70メートルの地点
- エ 基点2から仁方皆実町11の埋立て護岸東角を見通す線上70メー
トルの所
- エ //
- 3 地元地区 呉市仁方町, 仁方本町, 仁方錦町, 仁方宮上町, 仁方西神田町, 仁方皆
実町, 仁方大歳町, 仁方中筋町, 仁方棧橋通

1 公示番号 区第329号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口深之浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケアを
結んだ9直線によって囲まれた区域

基 点 1 安浦町三津口かき作業場団地西側埋立地西角から護岸沿い南東へ
40メートルの所

// 2 // 道路沿い南東へ
164メートルの所の護岸点(ヒューム管排水口)

// 3 // 南角から護岸沿い西へ
50メートルの所

// 4 // 東側埋立地南東角

// 5 // 黒地鼻西側の石積護岸と道路護岸(コンクリート護
岸)との接点から護岸沿い北西へ50メートルの所

ア 1から三津口亀戸婆石の鼻を見通す線上450メートルの所

イ // 100メートルの所

ウ 2から三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線上100メートルの
所

エ // 180メートルの
所

オ 3から安浦町柏島恵比須神社を見通す線上180メートルの所

カ // 100メートルの所

キ 4から恵比須神社を見通す線上 100メートルの所
ク 5から柏島南東端を見通す線上 50メートルの所
ケ // 400メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第330号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町柏島地先
漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケアを結んだ9直線に囲まれた区域

基 点 1	柏島柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根
// 2	// 北東端の突堤東側付け根
// 3	// 南東端(上モタセの鼻)

ア 1から安浦町黒地鼻を見通す線上 30メートルの所
イ // 260メートルの所

ウ 2から 50度 530メートルの所

エ 3から 90度 390メートルの所

オ // 安浦町馬島北端を見通す線上 195メートルの所

カ // 125メートルの所

キ 2からカを見通す線上 100メートルの所

ク 2から 119度 135メートルの所

ケ // 80度 95メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第331号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町柏島地先
漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸200メートルで結んだ線とウエ, エオ, オカを結んだ3直線とカアを距岸30メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点	1	柏島ハゲの鼻	
〃	2	〃 恵比須神社前のコンクリート護岸と石積護岸の継目から護岸 沿い東へ 63 メートルの所	
〃	3	〃 柏島神社鳥居東の柱前の護岸階段東側付け根から護岸沿い西 へ 80 メートルの所	
ア		1 から安浦町三津口小日之浦賀茂神社の鼻を見通す線と距岸 30 メートルの線との交点	
イ		〃	200
		メートルの線との交点	
ウ		3 から安浦町仏崎（護岸排水管の所）を見通す線と距岸 200 メー トルの線との交点	
エ		〃	線上 95 メートル
		の所	
オ		2 から安浦町安浦漁業協同組合かき殻堆積場進入路東側付け根を 見通す線上 100 メートルの所	
カ		〃	
		〃 線と距岸 30 メートルの線との交点	

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 2 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第 1 種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	呉市安浦町三津口小日之浦地先
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区 域

基 点	1	安浦町猿すべりの鼻から北東へ 1 番目の鼻	
〃	2	〃 柏島柏島神社御座船艇庫西側のスベリの護岸西端から海岸 沿い西へ 91 メートルの鼻	
〃	3	〃 南端	
〃	4	小日之浦賀茂神社の鼻	
ア		1 から 2 を見通す線上 360 メートルの所	
イ		〃	750 メートルの所
ウ		4 から 3 を見通す線上 405 メートルの所	
エ		〃	205 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第333号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦地先

漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオを結んだ4直線とオアを距岸10メートルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1	2から護岸沿い北へ55メートルの所
〃 2	安浦町三津口日之浦新開南角から護岸沿い北へ216メートルの所 (階段南側付け根)
〃 3	4から護岸沿い南西へ80メートルの所
〃 4	日之浦高須の鼻西角
ア	2から安浦町瀧崎の鼻を見通す線と距岸10メートルの線との交点
イ	〃 1から3を見通す線との交点
ウ	3から1を見通す線上40メートルの所
エ	4から296度30メートルの所
オ	〃 の線と距岸10メートルの線との交点

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第334号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先

漁場の区域 次のアイを距岸10メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸30メートルで結んだ線とエオ, オカ, カアを結んだ3直線とによって囲まれた区域

基 点 1	安浦町三津口日之浦防波堤北側付け根から海岸沿い北東へ5メートルの所
〃 2	〃 120メートルの所

- 〃 3 亀戸新開護岸西端
- ア 1 から防波堤に平行に引いた線と距岸 10 メートルの線との交点
- イ 3 から安浦町渚崎の鼻を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- ウ 〃 30 メートルの線との交点
- エ 2 から 132 度の線と距岸 30 メートルの線との交点
- オ 〃 150 メートルの所
- カ 1 から防波堤に平行に引いた線上 130 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 5 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町三津口日之浦亀戸新開地先
- 漁場の区域 次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ, エオ, オアを結んだ 3 直線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 2 から護岸沿い南西へ 60 メートルの所
- 〃 2 亀戸新開南東角
- 〃 3 安浦町亀戸婆石から西へ 1 番目の鼻
- ア 1 から日之浦高須の鼻を見通す線上 60 メートルの所
- イ 〃 線と距岸 5 メートルの線との交点
- ウ 2 から 156 度の線と距岸 5 メートルの線との交点
- エ 3 から 2 を見通す線上 5 メートルの所
- オ 〃 154 度 50 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 6 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開, 水尻新開地先
- 漁場の区域 次のアイ, イウを結んだ 2 直線とウアを距岸 10 メートルで結ん

- だ線とによって囲まれた区域
- 基 点 1 水尻新開護岸南端から護岸沿い北へ 105 メートルの所
- 〃 2 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から東広島市安芸津町大芝島南端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
- イ 〃 2 から安浦町安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線との交点
- ウ 2 から安浦港東側防波堤東端（第一武智丸）を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 7 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から 39 度 30 分 240 メートルの所
- イ 〃 44 度 30 分 330 メートルの所
- ウ 〃 53 度 30 分 300 メートルの所
- エ 〃 52 度 190 メートルの所

3 地元地区 呉市安浦町

1 公示番号 区第 3 3 8 号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|-----------|------------|-----------------------|
| 第 1 種区画漁業 | かき杭打垂下式養殖業 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 呉市安浦町水尻しょうろ新開地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ 4 直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 しょうろ新開稚児明神鳥居中央
- ア 1 から 12 度 30 分 580 メートルの所

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	東広島市安芸津町小松原地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根
	2	山下水産(株)埋立地護岸南東角
ア		1から安芸津町大芝島小福浦の鼻を見通す(154度30分)線上300メートルの所
イ		600メートルの所
ウ		2から大芝島久保の鼻を見通す(160度)線上360メートルの所
エ		20メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第343号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	東広島市安芸津町小松原地先	
漁場の区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点	1	安芸津町小松原太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根
	2	山下水産(株)埋立地護岸北東角
	3	龍王島下浦ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ100メートルの所
ア		1から安芸津町藍之島南端を見通す線上650メートルの所
イ		3から安芸津町大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線上580メートルの所
ウ		2から大芝島地蔵鼻突端を見通す線と3から大芝島大芝北漁港西港防波堤突端を見通す線との交点
エ		2から地蔵鼻突端を見通す線上530メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第344号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	東広島市安芸津町小松原地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	安芸津町小松原セイロ鼻 (本木水産埋立地北側付け根から護岸沿い北へ89メートルの所)	
〃 2	〃 太郎水川河口左岸角から護岸沿い東へ126メートルの護岸階段西側付け根	
ア	1から安芸津町龍王島ゴウヤ鼻北端を見通す線上170メートルの所	
イ	〃 270メートルの所	
ウ	2から安芸津町藍之島南端を見通す線上430メートルの所	
エ	〃 230メートルの所	

3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原

1 公示番号 区第345号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	東広島市安芸津町風早観音浜干拓地地先	
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域	
基 点 1	観音浜干拓地の市民グラウンド西側護岸の水門左角から護岸沿い東へ220メートルの所	
〃 2	〃 東側防波堤突端	
ア	1から安芸津町龍王島北端を見通す線上630メートルの所	
イ	〃 330メートルの所	
ウ	2から155度330メートルの所	

- エ // 660メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町風早, 小松原
- 1 公示番号 区第346号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町風早安芸津干拓地地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 安芸津干拓地南東角から護岸沿い西へ313メートルの所
 // 2 // 64メートルの所
 ア 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上675メートルの所
 イ // 175メートルの所
 ウ 2から安芸津町大芝島バイヤの鼻を見通す線上185メートルの所
 エ // 695メートルの所
- 3 地元地区 東広島市安芸津町風早

- 1 公示番号 区第347号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
- 漁場の位置 東広島市安芸津町龍王島地先
 漁場の区域 次のアイ, イウ, ウエ, エオ, オカ, カキ, キク, クケ, ケコ, コサ, サシ, シス, スセ, セソ, ソアを結んだ15直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 龍王島ゴウヤ鼻南西端から海岸沿い東へ70メートルの所
 // 2 // 北端
 // 3 // 北浦荷揚場南西角
 // 4 // 北端
 // 5 // 上浦埋立地南東角
 // 6 // 沖の鼻東端(黒岩)
- ア 1から安芸津町大芝島白鼻を見通す線上90メートルの所
 イ // 460メートルの所

ウ	2 から安芸津町小松原戸町鼻から北へ1番目の鼻を見通す線上 500メートルの所
エ	〃 山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線 上450メートルの所
オ	〃 風早 JA 芸南選果場埋立地護岸南東角を見通す線 上300メートルの所
カ	3 から風早福原産業(株)埋立地護岸南西角を見通す線上350メー トルの所
キ	4 から風早観音浜干拓地南東角を見通す線上300メートルの所
ク	5 から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上350メートルの所
ケ	〃 安芸津町唐船島南端を見通す線上450メートルの所
コ	6 から安芸津町藍之島北西端を見通す線上230メートルの所
サ	〃 130メートルの所
シ	5 から安芸津港西側防波堤突端を見通す線上50メートルの所
ス	〃 120メートルの所
セ	4 から観音浜干拓地南東角を見通す線上90メートルの所
ソ	2 から山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上150メー トルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早

1 公示番号 区第348号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置	東広島市安芸津町龍王島地先
漁場の区域	次のアイ, イウ, ウエ, エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域
基 点 1	2 から海岸沿い北西へ270メートルの所
〃 2	龍王島沖の鼻南端
ア	1 から安芸津町大芝島北端(モチエの鼻北端)を見通す線上530 メートルの所
イ	〃 190 メートルの所
ウ	2 から大芝島地藏鼻を見通す線上70メートルの所
エ	〃 320メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早

1 公示番号 区第349号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オアを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点 1 大芝島北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）

〃 2 〃 バイヤの鼻（カーブミラーの所）

ア 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上100メートルの所

イ 〃 350メートルの所

ウ 2から龍王島南東端を見通す線上700メートルの所

エ 〃 600メートルの所

オ 1から安芸津町藍之島西端を見通す線上100メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早

1 公示番号 区第350号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類	名 称	時 期
第1種区画漁業	かき筏垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 安芸津町風早大芝北小福浦物揚場スベリ6号の東側付け根

〃 2 〃 栈橋東側付け根

ア 1から安芸津町小松原山下水産(株)埋立地護岸南東角を見通す線上40メートルの所

イ 〃
〃 270メートルの所

ウ 2から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上310メートルの所

エ // 70 メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早

1 公示番号 区第351号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大芝島カブト岩

// 2 // 北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）

ア 1から安芸津町小松原豊田高校護岸南東角を見通す線上40メートルの所

イ // 400メートルの所

ウ 2から豊田高校護岸南東角を見通す線上370メートルの所

エ // 50メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町風早

1 公示番号 区第352号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名称 時期
第1種区画漁業 かき筏垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 東広島市安芸津町大芝島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基点 1 大芝島地藏鼻北端

// 2 // バイヤの鼻（カーブミラーの所）

// 3 大芝島北端（モチエの鼻北端）から海岸沿い南東へ50メートルの所（石積み護岸の北端）

ア 1から安芸津町龍王島南端を見通す線上170メートルの所

漁場の位置 東広島市安芸津町藍之島地先
 漁場の区域 次のアイを距岸 10 メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを距岸 50 メートルで結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域

基 点 1 藍之島明神鼻光海神社鳥居中央から海岸沿い西へ100メートルの所
 // 2 // 西端
 ア 1 から安芸津町三津新来島ドック太平工場舩装岸壁西側付け根を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
 イ 2 から安芸津町龍王島南端を見通す線と距岸 10 メートルの線との交点
 ウ // 50 メートルの線との交点
 エ 1 から新来島ドック太平工場舩装岸壁西側付け根を見通す線と距岸 50 メートルの線との交点

3 地元地区 東広島市安芸津町三津

1 公示番号 区第373号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 かき延縄垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大串城ヶ浜地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大串九蔵鼻南側付け根（人工護岸との接点）
 // 2 // 城ヶ浜南端（人工護岸との接点）
 ア 1 から大崎上島町津久賀島北東端を見通す線上 30 メートルの所
 イ // 150 メートルの所
 ウ 2 から大串城ヶ崎鼻西端を見通す線上 150 メートルの所
 エ // 30 メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野，大串，東野

1 公示番号 区第374号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大串州の鼻地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大串西野干拓地西側防波堤北側付け根
 // 2 // 州の鼻北端

ア 2から大串尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上150メートルの所
 イ // 200メートルの所
 ウ 1から尾辺ヶ鼻を見通す線上100メートルの所
 エ // 40メートルの所

3 地元地区 豊田郡大崎上島町中野，大串，東野

1 公示番号 区第375号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期
 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 豊田郡大崎上島町大串西野干拓地地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 大崎上島町大串港西側栈橋東側付け根から護岸沿い東へ150メートルの所
 // 2 // 200メートルの所
 // 3 // 大串西野干拓地東側防波堤西側付け根

ア 1から大串尾辺ヶ鼻を見通す線上300メートルの所
 イ 3から尾辺ヶ鼻から南東へ2番目の鼻を見通す線上490メートルの所
 ウ // 280メートルの所
 エ 2から尾辺ヶ鼻から南東へ1番目の鼻を見通す線上160メートルの所

- 1 公示番号 区第378号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名称 時期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 竹原市吉名町宗越地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 吉名町宗越山陽煉瓦工場護岸東角
 " 2 " 宗越の湾奥排水口の石垣護岸内角から護岸沿い東へ70メートルの所(石垣護岸上部コンクリート東端)
- ア 1から吉名町西ヶ崎の鼻南端を見通す線上90メートルの所
 イ " 190メートルの所
 ウ 2から吉名町明神の鼻北端を見通す線上115メートルの所
 エ " 15メートルの所
- 3 地元地区 竹原市吉名町

- 1 公示番号 区第379号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類 名称 時期
 第1種区画漁業 かき杭打垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで
- (2) 漁場の位置及び区域
 漁場の位置 竹原市吉名町柏地先
 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 吉名町柏の鼻南端から西へ1番目の鼻
 " 2 " 東へ1番目の鼻から海岸沿い北東へ20メートルの所
- ア 1から吉名町明神の鼻北端を見通す線上110メートルの所
 イ " 40メートルの所
 ウ 2から豊田郡大崎上島町木臼島西端を見通す線上30メートルの所
 エ " 90メートルの所
- 3 地元地区 竹原市吉名町

- ウ 3から鼻線島北端を見通す線上 50メートルの所
- エ 4から1を見通す線上 200メートルの所
- オ 5から1を見通す線上 50メートルの所
- カ 6から1を見通す線上 50メートルの所
- キ 1から5を見通す線上 100メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町木谷

1 公示番号 区第382号

2 免許の内容たるべき事項

- | (1) 漁業種類 | 名 称 | 時 期 |
|----------|-------|----------------|
| 第1種区画漁業 | 真珠養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置及び区域

- 漁場の位置 東広島市安芸津町大字木谷地先
- 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
- 基 点 1 安芸津町木谷雲下市営湯盛住宅前護岸南西角から護岸沿い東へ50メートルの所
- ア 1から安芸津町龍王島東端を見通す線上 365メートルの所
- イ // 170メートルの所
- ウ // 168度260メートルの所
- エ // 189度30分415メートルの所

3 地元地区 東広島市安芸津町木谷